

平成21年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成21年9月15日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第64号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第52号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第6 議案第53号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 議案第54号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第55号 平成21年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第56号 訓子府町常呂川水系環境保全条例の制定について
- 第10 議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について
- 第11 議案第58号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第12 議案第59号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更について
- 第13 議案第60号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について
- 第14 議案第61号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第15 議案第62号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第16 議案第63号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第17 認定第8号 平成20年度北見地区衛生施設組一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第1号 平成20年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第2号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第3号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第4号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第5号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第6号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 2 4 認定第 7 号 平成 2 0 年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第 2 6 報告第 9 号 平成 2 0 年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第 2 7 報告第 1 0 号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第 2 8 報告第 1 1 号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第 2 9 報告第 1 2 号 出納検査結果報告について
- 第 2 5 一般質問

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	小林央君

開会 午前 9時30分

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成21年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、谷本農業委員会会長及び田古選挙管理委員会委員長から今定例会中、欠席する旨の報告がありました。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が13件であります。そのほか、認定が8件、報告が4件であります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、佐藤静基君、2番、河端芳恵君、3番、山本朝英君、4番、川村進君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

まず、冒頭に8月30日に行われました第45回衆議院議員選挙において長期間にわたって政権を担ってまいりました自由民主党が野党に転じ、新たに民主党中心の政権になり、明日には鳩山内閣が誕生する状況に対する町長としての考えの一端を述べさせていただきます。

このたびの選挙結果によりまして、民主党、社民党、国民新党による連合政権に変わったことにより、民主党のマニフェストを読む中でも政治、経済、特に農業や私ども地方自治体に与える影響は極めて大きいものと推察しております。

先日、北海道網走開発建設部をはじめ北海道網走支庁、関係機関等を訪問する機会がございましたが、農林水産省、国土交通省が所管する道路、河川整備や農業基盤整備などの先行きが大変不透明な様相でございました。特に、北海道は新聞などのマスコミを通じて知る限りでも新年度予算の確保や懸案事項の道民生活に直結する分野につきましても大変厳しい状況と報道されているところでございます。

確かに、政権担当経験がない民主党のマニフェストには未成熟で不安な面も多々ありますが、私たちは、単なる批判や評論家的な立場ではなく、職場や地域あらゆる機会に国民の声を主権者の一人として、主張する責任があると思えてなりません。私自身も町民福祉や町民生活向上に向けてあらゆる機会、あらゆる場所を通じて各種施策の提案や意見を今まで以上に積極的に申し上げていく決意でございます。

特に、基幹産業である地域農業の破壊につながるアメリカとのF T A（自由貿易協定）促進などについては、管内町村会を始め農業団体の皆様と共に断固たる姿勢をもって反対の意思表示をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、政権を担う民主党国会議員、北海道議会議員の皆様はもとより自由民主党を始めとする各野党の議員の皆様にも本町発展のために一層のお力添えをいただきたいと考えているところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しています主な概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の補正予算案についてであります。一般会計につきましては、国の経済対策臨時交付金の積み残し事業2本と公共投資臨時交付金の4本の事業を含めて、総額2億9,178万円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、総務費では基幹系電算システム更新業務とまちづくり委員会先進地視察にかかる経費。

民生費では、自立支援事業の過年度分の精算に伴う国庫返還金と保育園統合に係るくねっぴ保育園増改築工事費用、幼児教育期の子育て対策として子育て応援特別手当経費。

衛生費では、旧廃棄物処理場の汚水処理に係る経費。

農林水産業費では、特別栽培農作物などクリーン農業の取り組みをPRするリーフレット作成として農協への環境保全型農業推進事業費補助金、道営畑総の南部地区及び東部地

区の対象事業増による負担金、さらに農地・水・農地環境保全向上活動支援事業で2地区の営農活動支援事業費。

商工費では、くねっぶの魅力・情報を発信するとともに、商工業の活性化を図るため、道の地域再生プロジェクト事業交付金を活用したパンフレット作成経費。

土木費では、末広公営住宅改修事業の2棟7戸が追加になったことから、その工事費と工事監理業務経費を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、医療給付費等負担金の実績に伴う返還金など、1,117万2,000円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、保険給付費等の確定による負担金の返還金として、587万1,000円の追加補正。

水道事業会計につきましては、集中監視システムのハードディスク更新費用として、367万5,000円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例の新規制定を1本提案させていただいております。この条例は、常呂川流域の住民や事業者などの意識を高め、河川の環境保全及び適正な利用について定めることで、常呂川の自然を次世代へ引き継ぐために「訓子府町常呂川水系環境保全条例」として1市2町で共通して提案させていただくものでございます。

次に、本年10月5日に湧別町と上湧別町が合併することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を含めた一部事務組合の規約など、6本の変更議決を提案させていただいております。

次に、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎計画内容の一部変更を提案させていただいております。

次に、人事案件として教育委員会委員の任期満了に伴う1名の委員の任命同意を提案させていただいております。

次に、一般会計、各特別会計及び水道事業会計、さらに北見地区衛生施設組合一般会計を含め、計8会計の平成20年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に、報告といたしまして、訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案13件、認定8件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細等につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、この後、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

訓子府高校の2間口確保について行政報告でございます。

平成21年度の訓子府高校の入学者は、2間口となる41人に1人足りない40人となり、結果的に1間口となったことから、平成22年度以降は2間口にするよう北海道教育委員会等に対する一連の要請活動を行ってきました。

北海道教育委員会は、6月上旬に高校進学希望者数に見合った定員を確保することなどを目的とした平成22年度から平成24年度までの「公立高等学校配置計画案」を公表しました。

訓子府高校に関する記述としましては、平成22年度以降も現状の1間口であったことから、町及び教育委員会は機会あるごとに「21年度の結果のみで、間口を減らさないで

ほしい。数年間の状況を見極め、教育を見直すための間をいただきたい。網走中学区において、訓高が長い歴史の中で果たしてきた大切な役割や機能を重視していただきたい」等々2間口の必要性について強く主張し要請してきました。

これまで、私をはじめ、議長、教育委員長、教育長が北海道教育委員会を何度も訪れ要請を重ね、去る8月31日には、保護者の生の声を直接道教委に届けるため「訓子府高等学校教育振興会議」と連携し、道教委次長及び新しい高校づくり推進室長に地元のPTA代表が粘り強く要請を行なったところでございます。

度重なる道教委への2間口確保の要請活動に対する応答は「検討継続」にとどまり、厳しい状況が続いていましたが、9月10日道教委から今道議会への「公立高等学校配置計画」報告に先立ち、私に直接連絡があり「訓子府高校は現行どおりの1間口とするが、同校の教育レベル維持について万全の対応をしたい」との内容でございました。この内容は、2間口確保が認められない点で納得のできないものですが、北海道教育委員会高橋教育長はじめ幹部会議の結論とのことでございます。

町及び教育委員会としましては、道議会の審議等も見極めながら2間口確保ができない場合は、3コース制の教育課程やきめ細かな指導体制の維持のため、教員の減員緩和、加配の継続、専門教科教員の確保など道教委のいう「教育レベルの維持に万全を」の具現化を強く迫ってまいりたいと考えているところでございます。

また、「訓子府高等学校教育振興会議」の活動等を通じ、同校との連携や支援を引き続き行ってまいります。

以上、訓子府高校の2間口確保について行政報告させていただきましたので、議員の皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま、訓子府高校の間口についての報告がございました。の中で確認なのですが、例えば、今までの流れでいくと2間口の訓子府高校教員数1間口になって何人減るのか。例えば、今、ご報告あったように道教委、最大の努力をすると申し出があったということなのですが、当然、今の教育体制を維持していくために必要な教員数というのは何人というように押さえているのか。その辺、もし知るところであればお知らせいただきたい。

以上です。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、訓子府高校の教育レベルの維持に関してのご質問がありました。現在、同校の教員数は校長、教頭、一般教員17人、それと特別加配が2人の21人です。今年度、1年生が1間口になりましたことから、既に2名が多い状況に、基準からみまますとなっております。ただ、道教委の配慮もあり、今年は減員されず経過しております。このまま計画が進められますと平成23年度の春には、全学年が1クラスになるということでありまして、この時点での基準からみた先生の状況は、6人多い状況になるかと思えます。あと、今の教育レベルを維持することになりますと子どもの数

が、若干減っても内容を同じくすると仮定したならば、極力、減員されないほうが望ましいものと考えております。

また、その方向で今後も町教育委員会、振興会議は、道教委に対して、激変が起きないような対応を強く要望してまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。道教委の結論は、今報告ありましたが、これは前向きに取り組むというニュアンスの部分あるのですが、例えば、全道で何カ所位このような高校の間口減あるのかというのが1つ。

それからもう1つは今、冒頭、町長のお話にありましたように、政権交代ということも含めて、そのような答弁をされているのではないのかなという部分を感じる訳なのですが、その政権交代によって、若干良い方向に変わるのではないかということは、全くないのでしょうか。その辺をお伺いしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 全道的には、学校の統合、網走管内では、美幌の2つの高校が統合されて、1つの高校になるというような計画は、何カ所かありますが、この小さな訓子府高校のような規模での2間口から1間口というのは、簡単に言うと訓子府高校だけです。そのようなこともあり、特段の教育的配慮求めてきたということではありますが、いかんせん、40人の基準がありまして、それを守りたいという道教委の考えは、固かったということでもあります。

2点目の政権が変わったことによって、高校教育を中心として流れが変わるのではないかとのお話であります。特に、少人数学級教育、学費に関わる点では、いろいろな政策も掲げられているかもしれませんが、すぐには都道府県レベルの教育委員会にどのように反映していくかということは、極めて不透明だと思いますし、今の計画が毎年、3年分ローリングしているのです。今年で言えば22年、23年、24年の3年分を今、発表し固めていくということでもありますから、ローリングをずっと続けていく中で、中央の動きが少し遅れながらも、何らかの反映がされるかもしれませんが、今のところ全く未知数だと思います。

議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 山本です。何となく町長がもう一言付け加えたいような感じが見受けられたのですが、政権交代が起きることによって、教育分野もかなり民主党の中で取り入れているというようなことがありまして、特に、そのことで今お聞きをしたのですが、今後の交渉等につきましては、やはり、早急にすべきだと思いますし、その考えは、どのようなことなのか。町長から伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 網走教育局長をはじめ、新しい高校教育推進室の岸室長にも再三に渡って、今、山本議員からご質問がありましたように改めて、今30人学級等の話も含めて出てきている中で、ある意味では、平成26年度から全道的に子どもたちの数が激減するという状況の中で、きめ細かな高校教育をきちんとすることの英断をすべきではないのかというお話をさせていただいております。

もう1点は、私は冒頭ご挨拶申し上げましたように、党派を超えて、この問題についてはお願いし、北海道議会議員の高橋文明道議あるいは日下太郎道議にも同じような話で要請を続けて、それなりにそれぞれの道議の先生方もかなり厳しく推進室には、働きかけをしてくれたようです。すなわち、いろいろな温度差はございますが、拙速に1名足りないことで、1間口にすることをもう少し時間をかけるべきではないかということも含めた主張でございましたが、結果としては、冒頭申し上げましたように1間口をとおす。これは、1つの文科省も含めた定めに基づいて、北海道教育委員会は、平成19年度から特例措置をなくしたことにより、40名になった時には、ただちに1学級へするという方針は変えられないということが結論でございます。

しかし、私どもの父母、訓子府高校PTA会長の平田さん、あるいは訓子府中学校のPTA会長の中塚さん、あるいは訓子府高校の副会長の岡崎さん、さらには、連合PTA会長の佐藤さん等々を含め、道教委に行き直談判をしながら、発達障害を持った子どもたちのきめ細やかな教育実践をしても、訓高の実践は大変すばらしい。何とか後退させないで欲しいと直接、声を届けていただきました。それに応えるように岸室長から、これほど熱心な親や町はあまり今はない。その点では、厳粛に受け止めたいということでございますので、後退しないよという回答は、そういう意味も含めて、道教委の回答だったのではないかと考えています。あとで私に、道教委教育長名で訓子府町長宛てに、正式な文章交付をするということまで、いただいておりますので、それなりの決断をもって、私は道教委は臨んでいるのではないのかと考えております。ただちに24日、今日明日に網走教育局長を通じ、私は道の教育委員会の幹部に札幌市に行って、もう一度後退させないという中身の要望をすることを日程調整をさせていただく。24日と私自身は決めてございます。それは例えば、1間口になっても訓子府高校は、文理コース、教養コース、実務コース、例えば、実務コースの中では、農業科の教育内容も教員を配置しながら、きめ細かな教育を実践しています。もちろん発達障害や先にも卒業しました筋ジストロフィー等が非常に高度な難病の子どもたちも就学させ、卒業させているという実績を何とかやはりそれを保障すべきだ。できれば40人であっても自主的に2学級も含めて、広い範囲で教育ができることも認めて欲しいということ私は、また直談判をしていきたいと考えているところでございます。そのことが実現するかどうかは分かりません。

しかし、ご存じのとおり、政権が民主党中心の政治に変わる。これは例えば、幼稚園、保育所の幼保一元化に伴う問題もそれに切り込むという民主党の鳩山首相がそのようなことを言っております。

しかし、私はとても非常に時間のかかる問題ではないかと思っています。特に、教育行政と一般行政の分離の問題。政治的な自立の問題でいきますと北海道教育委員会が教育行政の独自性問題を貫いていることを考えていきますと即座にこの考え方を撤回し、私たちの言っている2間口にすることは、非常に難しいと私はある意味ではできないだろうと今の段階では思っています。

しかし、実を子どもたちのために、どれだけ確保するかということに最善を尽くしてまいりたいと思います。少々、説明が長くなりましたが、現状ではそのような状況でございますので、一層の、私どもも訓高の父母や関係者と努力してまいります、お力添えをお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、以上をもって行政報告を終了いたします。

議員、説明員の皆様に申し上げます。本定例会につきましても、6月定例会同様、クールビズのノーネクタイで進めていくことにしております。本日も気温が上がる予定でございますので、暑くなりましたら、説明員の皆様も遠慮なさらずに上着を脱いでいただいて結構でございます。

議案第64号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第64号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

町長。

町長（菊池一春君） それでは、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書の31ページをお開き願います。

議案第64号 教育委員会委員の任命についてでございます。

この件につきましては、本年9月30日をもちまして、任期満了となります1名の教育委員の任命について、ご同意をお願いするものでございます。本議案でご提案申し上げます教育委員には、但野由美子さんを引き続き任命いたしたくご提案申し上げるものでございます。

ここで、但野由美子さんの経歴を簡単にご紹介いたします。

但野由美子さんは、昭和28年生まれの現在満56歳でございます。

昭和47年に北見北斗高校を卒業後、北見信用金庫訓子府支店に勤務され、昭和57年に家業であります(有)訓子府運送社に入社、現在は、同社とカンリ運送(株)を経営されております。

但野由美子さんは、訓子府生まれの訓子府育ちでございます。高校を卒業後、訓子府高校バレー部コーチ、商工会婦人部役員、訓子府小学校80周年記念事業役員、小中学校PTA役員を歴任し、平成17年からは、教育委員を努められるなど、教育には造詣ぞうけいが深く適任者と考えておりますので、引き続き任命のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成21年10月1日から平成25年9月30日までの4年間でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決をしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決を行います。

これより議案第64号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、
議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、
議案第62号、議案第63号

議長(橋本憲治君) この際、日程第5、議案第52号、日程第6、議案第53号、日程第7、議案第54号、日程第8、議案第55号、日程第9、議案第56号、日程第10、議案第57号、日程第11、議案第58号、日程第12、議案第59号、日程第13、議案第60号、日程第14、議案第61号、日程第15、議案第62号、日程第16、議案第63号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第52号から順次説明願います。

企画財政課長。

企画財政課長(山内啓伸君) 議案第52号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)の説明を申し上げます。議案書1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように2億9,178万円を追加し、歳入歳出それぞれ44億64万1,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど4ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に第2条では、地方債の補正について定めており、地方債の変更は「第2表、地方債補正」によることとしております。

3ページに第2表がございますのでご覧をいただきたいと思いますが、道営訓子府南部地区、東部地区畑総事業につきましては、今回の補正により、適債事業が追加になったことによりまして、各地区50万円増の180万円、490万円にしようとするものであります。

また、臨時財政対策債につきましては、本年度の普通交付税確定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額が決まりましたので、これに基づき限度額を7,087万円増の1億9,787万円にしようとするものであります。

続きまして、4ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について、説明を申し上げます。

まず、11款につきましては、道営畑総事業関連でございます。歳入歳出項目が多岐にわたりますので、別冊の資料2「一般会計補正予算に係る投資的事業」とあわせて説明

いたします。資料1が基金の保有状況の表となっており、1枚めくりまして、資料2の横書きの表をご覧いただきたいと思ひます。

農林水産業費で3段に分かれています、上段が補正前、下段が補正後で、中段を見ていただきたいと思ひますが、これが今回の南部地区畑総事業の補正額となっており、区画整理、暗渠排水など9,400万円の事業の追加で、本町負担額は、その20%の1,880万円でありまして、財源内訳といたしまして、右側のほうにいきますが過疎債50万円、北海道のパワーアップ負担分の諸収入586万円、農業者負担分の分担金667万2,000円、置戸町の農業者が受益者となっており置戸町が支払うパワーアップ負担分2万5,000円、これらの特定財源を除く574万3,000円が一般財源となっております。

同様に次ページになりますが、同じように中段が東部地区の補正分でございます、2,900万円の事業追加で本町負担分20%、580万円分の財源内訳が同様に載っているということでございます。この2地区を合計したものが、歳入・歳出の内訳となっております。

議案書に戻りますが、議案書4ページ、歳入といたしまして、11款、1項、1目、農林水産業費分担金の1節、農業費分担金といたしまして884万7,000円の追加。

その下の2項、2目、農林水産業費負担金の1節、農業費負担金として、2万5,000円の追加。

5ページの19款、5項、1目、農業生産基盤整備事業推進交付金として、767万円の追加。内訳としては資料2のとおり南部が586万円、東部が181万円となります。

それと下のほうにいきまして20款、1項、2目、農林水産業債として、100万円の追加。これらが歳出として7ページにございます6款、1項、5目、農業基盤整備事業費の経費区分1、農業基盤整備事業における2地区の畑総事業追加分2,460万円の財源となっております。

議案書4ページに戻ります。13款、2項、1目、総務費国庫補助金の2節、地域活性化・経済危機対策臨時交付金1億2,900万円の追加につきましては、国の補正事業で本町交付分2億443万6,000円の積み残し分であり、2事業に充当いたしますので事業内容を説明いたします。

まず、6ページになりますが、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分9、情報管理事業1億6,000万円は、本町基幹システムのメーカー保守が、平成22年度に打ち切られることから、システムを更新し、併せてPC端末、グループウェア等を更新するもので、内訳といたしましては、基幹系業務等システム1億438万円、PC端末2,050万円、データ移行費等3,512万円となっており、入札残を見込みまして臨時交付金1億2,000万円を充てることとしております。

もう1本は、3款、2項、3目、児童福祉施設費の経費区分2、常設保育所施設管理事業として建築確認申請・完了検査手数料3万5,000円、増改築工事費1,200万円の計上でございますが、来年4月1日よりあさひ保育園とくねっぷ保育園を統合することから、園児増に対応するため乳児室45.36㎡、渡り廊下4.8㎡の増築、給排水設備、暖房設備の整備等に加え「現在の乳児室を1歳児室への改修」を含めた工事を実施するもので、入札残を見込み臨時交付金900万円を充てることとしておりますが、左側の

財源内訳では国道支出金が942万円となっておりますが、42万円につきましては、後ほどの説明になりますが、代替保育士補助金分ということで全く別のものということでございます。

4ページに戻りまして、13款、2項、1目、総務費国庫補助金の3節、地域活性化・公共投資臨時交付金として、5,300万円の計上ですが、これは、今回の「経済危機対策」において、公共事業を手当しても補助残が重く結果として、取り組めないことへの配慮から地方負担分の軽減を図るもので、今回は、本議会で補正計上している公営住宅整備事業分3,560万円のほか「かんがい排水事業分」380万円、「畑総事業分」1,360万円の合計5,300万円の計上でございます。調整はされておりますが、地方負担分の95%が交付されており、国段階での当初予算計上事業については、対象外となっております。

なお、かんがい排水事業分、畑総事業分については、詳細が決定していないことから、今回は歳入のみの計上ということになっております。

それでは、公営住宅整備事業について、説明させていただきますが、これは7ページになります。一番下になりますが、8款、6項、2目、住宅建設費の経費区分1、公営住宅改修事業で、次年度以降実施予定の末広公営住宅2棟7戸の改修工事費7,800万円と工事監理費304万2,000円の追加でございます。

なお、財源内訳の国庫支出金、表の左から5列目ですが6,845万円は、先ほど説明した臨時交付金3,560万円のほか3,285万円が合算されております。これは補助対象経費7,300万円の45%に相当するものでございまして、これが4ページに戻りますが、13款、2項、4目、土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金に計上しております。

次に、その上になりますが、13款、2項、2目、民生費国庫補助金の2節、児童福祉費補助金508万3,000円につきましては、6ページの3款、2項、4目、児童措置費の経費区分3、子育て応援特別手当支給事業に対応しており、幼児教育期の子育て対策として、就学前3学年、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれになりますが、これらに該当する世帯主に対し、1人当たり3万6,000円を支給するもので、120世帯、130名分、468万円の計上と事務経費として20日分の臨時事務員賃金、郵便料などの計上であり、全額国費で賄われることとなっております。

4ページに戻りまして、14款、2項、1目、総務費道補助金の1節、総務費補助金700万円の計上につきましては、人づくり、地域経済活性化、交流活動推進に取り組む事業に対する道の交付金事業に本町が採択されたもので、姉妹町小学生交換留学、産業後継者教育推進事業などの担い手対策事業、農産物加工指導事業、まちづくり委員会活動事業などが対象事業となっており、既存事業の財源対応に加え、今回、3事業について交付金対象となったことから、予算計上するものです。

1つ目は6ページ、2款、1項、8目、企画費の経費区分4、まちづくり推進一般経費で、まちづくり委員会によりまず先進地調査に係る経費及び担当職員の旅費など45万5,000円の計上であり、委員18名、職員5名の参加を見込んでおります。調査先として自治基本条例関係で白老町を住民の足の確保関係で、伊達市を予定しております。

なお、委員会では町に対し「住民の足の確保について」及び「地産地消の推進について」

提言書の提出があり、10月から自治基本条例に関する学習に取り組むこととしております。

2つ目は7ページ、6款、1項、3目、農業振興費の経費区分2、農業振興事業では、本町におけるクリーン農業の取組を広く理解いただくため町独自施策としてリーフレット3,000部を策定する経費20万円について、きたみらい農協に交付するもので、3つ目は7款、1項、2目、商工業振興費の経費区分3、商工業振興対策一般経費では、本町の魅力・情報の発信により、入込み客数の増加を図り、町を活性化させるため、訓子府町商工会に対し、飲食店等PRマップと農業・観光PRパンフレット作製のほか、観光・物産PRのためのホームページ製作費として、70万円を交付しようとするものであります。

今後、農産物販路拡大に係る事業も計画に取り入れており、12月議会での補正提案を予定しています。

なお、本交付金は3年間交付される予定となっております。

4ページ、14款、2項、2目、民生費道補助金の2節、児童福祉費補助金42万円は先ほども少し触れましたが、保育士の産前・産後の産休代替補助金で、平日65日、5,920円、土曜日12日、2,960円の総計42万円の計上であり、代替保育士賃金については、当初予算計上済みでございます。

17款、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、5ページの最後になります。先ほど第2表の地方債補正で説明したとおり20款、1項、5目、臨時財政対策債が7,087万円追加となることから、今回必要な財源を差し引きし、2,418万5,000円を減額するものであります。

4ページの下段、17款、1項、2目、社会資本整備基金繰入金につきましては、牧場分であり、歳出につきましては、7ページ中段、6款、1項、7目、牧場費の経費区分2、牧場管理運営事業に対応しており、トラクターオイルクーラー修繕経費であります。

ここで、別冊資料1「基金の保有状況」をご覧いただきたいと思っております。今回調整後の一般会計基金保有見込額は、下から5行目の右のとおり平成21年度末の総額で、20億1,299万7,000円となっております。

続きまして、6ページ以降、抜けていたものについて説明させていただきます。

1款、1項、1目、議会費の経費区分2、議会運営費については、11月開催の高知県津野町産業まつり出席のための1名分の旅費15万3,000円の追加計上です。

2款、2項、2目、賦課徴収費の経費区分1、賦課徴収経費についてであります。更正による過年度分の個人町民税の還付及び法人所得の減少による予定納税されている法人町民税の還付金が多いこと、また、今後も見込まれるため80万円で予算計上してはりましたが、今回、40万円追加し120万円とするものでございます。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の経費区分10、自立支援サービス事業529万2,000円については、過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金であります。

4款、1項、1目、保健衛生総務費の経費区分8、保健衛生一般経費については、栄養士が産前・産後・育児休業に入ることから、臨時栄養士として日額8,375円、25日分の賃金21万円の計上であります。

7ページ最上段の4款、2項、2目、塵芥処理費の経費区分1、塵芥処理事業について

であります。弥生の旧廃棄物処理施設において、バッキ水槽の水中ブロウ及び吸排気管の腐食に伴い、運転停止が起こったことから、水中ブロウの分解修理、腐食した白ガス管の排気管をステンレス管に更新及び腐食原因の気化した塩素を強制排気するファンの設置経費等で125万3,000円を追加するものです。

6款、1項、5目、農業基盤整備費の経費区分5、集落営農活動支援事業についてであります。西富・清住地区で実施している営農活動支援、これは、減農薬栽培等取組で面積10ha当たり1万円交付される経費の本町負担分25%相当分ですが、今回、面積が確定し当初の75haが81.22haとなったことによる15万6,000円の追加計上となっております。

最後に8ページにあります地方債の年度末における現在高の見込に関する調書をご覧ください。ただきたいと思いますが、右端の欄の下から3行目にありますとおり平成21年度末の現在高見込額は、58億8,928万1,000円となっております。

以上、総額2億9,178万円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） それでは、議案書の9ページをお開きください。

議案第53号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように1,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,788万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の10ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、その内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、11ページの歳入について説明させていただきます。

8款、繰入金、1項、基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に伴う、歳出予算の財源調整に充てるため、基金からの繰入金を1,117万2,000円追加し、1,117万3,000円とするものであります。

これによりまして、平成21年度末基金の保有見込額は、1,999万円となる見込みであります。

次に、12ページの歳出について説明させていただきます。

10款、諸支出金、1項、3目、償還金の23節、償還金、利子及び割引料につきましては、まず、国庫支出金返還金926万円の追加ですが、これは、平成20年度の療養給付費等負担金の額の確定に伴いまして、平成20年度に交付を受けた国からの負担金に返還が生じたことから、898万3,000円を、それから平成20年度の特設健診等の実績に伴いまして、同じく返還が生じたことから、27万7,000円を合わせまして、926万円を追加するものです。

次に、退職医療交付金返還金158万5,000円の追加ですが、これも平成20年度の退職者医療交付金の額の確定に伴いまして、平成20年度に交付を受けた社会保険診療報酬支払基金からの交付金に返還が生じたことから、158万5,000円を追加す

るものです。

次に、道支出金返還金 27万7,000円の計上ですが、これも平成20年度の特定健診等の実績に伴いまして、平成20年度に交付を受けた道からの負担金に返還が生じたことから、27万7,000円を計上するものです。

次に、科目の新設となりますが、6目、高額療養費特別支給金の23節、償還金、利子及び割引料の高額療養費特別支給金5万円の計上につきましては、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の導入に伴いまして、例えば、国民健康保険に加入していた場合で申し上げますと、75歳の誕生日の前日までは、国民健康保険に加入、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することになります。

この場合に、月の初日の誕生日の方については問題ありませんが、誕生日が2日以降の方は、同じ月の中で国民健康保険と後期高齢者医療制度の2つの制度に加入することになり、国保と後期のそれぞれの制度で一定額を超えて医療費を支払っていた場合には、他の月に比べて負担が増加することがありました。

このことから、平成21年1月以降につきましては、誕生月のそれぞれの制度の限度額を半分にする措置が講じられておりまして、誕生月の負担が他の月と比べて増加することはなくなりましたが、この措置が講じられる前の、平成20年4月2日から12月31日までの間に75歳になられた方についても、同様に負担を軽減するための措置として今回、「高額療養費特別支給金」を支給することになったものです。

参考までに本町におきましては、平成20年4月2日から12月31日までの間に国保から後期高齢者医療制度に移行した方は40名おりますが、このうち今回の特別支給金に該当すると思われる方はごく僅かであると試算しておりますが、正確には把握できないことから5万円の予算を計上するものであります。

以上、平成21年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の13ページをお開き願います。

議案第54号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ587万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,952万6,000円とするものであります。

次に14ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、15ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

15ページの歳入でございます。第8款、第1項、第1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金であります。このうち支払基金交付金繰越金190万4,000円は平成20年度介護給付費等に要する費用に充てる支払基金交付金として交付されたもので、事業費の確定により支払基金への返還金として繰り越しをするものであります。同じく、その他の繰越金は平成20年度の国、道からの介護給付費負担金で事業費の確定により、国、道へ合わせて396万7,000円の返還金として繰り越しするものであります。

次に歳出でございますが、16ページであります。第6款、諸支出金、第1項、償還金

及び還付加算金、第2目、償還金につきましては、平成20年度の保険給付費等の確定により、国庫負担金、道負担金、支払基金交付金に返還金が生じ、587万1,000円を追加計上するものであります。

以上、平成21年度介護保険特別会計の補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書17ページをお開きください。

議案第55号 平成21年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、支出で営業費用367万5,000円を増額し、費用の総額を1億7,858万4,000円とするものであります。

続きまして、18ページの収益的収入及び支出であります。1款、水道事業費、1項、営業費用、3目の総係費について、平成13年度に設置を行いました「水道集中監視システム機器」の経年劣化により、水道施設異常を職員の携帯に送信するシステムの故障が発生したもので、今までは外付けハードディスクドライブの予備機交換で対応しておりましたが、その予備機も今は製造していないことから、パソコン1台、外付けMOドライブ1台、関連するソフトウェア1式を更新するもので、その修繕料が367万5,000円でございます。

なお、この「水道集中監視システム」は大谷浄水場及び各水源地5ヶ所、配水池14ヶ所をNTTの電話専用回線により、役場庁舎に設置している集中監視装置で、日常の設備保全、故障対策、災害時などの緊急対応など、現地に移動しての確認作業をシステムに代行させることにより、迅速な対応と業務の負担軽減を図っているものでございます。

また、水道職員が保有している携帯電話にもメールで故障、事故、異常発生状況が24時間送信されるようになっているものでございます。

次に19ページは資金計画であります。後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成21年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、10時45分まで休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

これからは中身的にあまりないと思っております。ゆっくり説明をお願いしたいと思います。それでは、議案第56号から再開をしたいと思います。

町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 議案書の20ページをお開き下さい。

議案第56号 訓子府町常呂川水系環境保全条例の制定について、ご説明申し上げます。

訓子府町常呂川水系環境保全条例を次のように制定しようとするものでございます。条例案につきましては、21ページから23ページのとおりでございますが、条例案を説明する前に条例制定に至る経過等について簡単にご説明申し上げます。

平成18年7月に常呂漁業協同組合から常呂川流域3市町統一河川環境保全条例の制定に関する要望書が北見市、置戸町、訓子府町の市町長及び置戸町、訓子府町の議会議長に陳情書が北見市議会議長に提出がありました。これを受けまして1市2町で協議・検討を重ね条例を制定することとしたものであります。

条例制定にあたりましては、1市2町で条例制定検討会議の設置や実務担当作業部会の設置、さらにはパブリックコメントの実施や関係機関・団体からも条例の素案に対してご意見を伺いながら制定に向けてきたところでございます。

それでは、条例案のご説明をいたしますので21ページをご覧ください。

はじめに、条例の名称であります。訓子府町常呂川水系環境保全条例としておりますが、この条例は1市2町で統一した内容となっておりますが「訓子府町」のところ、それぞれ市、町に合わせて「北見市」「置戸町」に、また、条文の中でも「北見市」「置戸町」のところと同様にそれぞれの市、町に合わせて替えており、また北見市の場合は「町」を「市」に替える内容となっております。

この条例は、常呂川水系の水を共有する人たちが、河川環境の保全に向けて共通認識を持って協力し連携を図りながら河川環境の保全に努めるためのもので、理念的な条例の性格であることから、罰則規定を設けない条例であり、前文と22の条文により構成されております。

前文では、最初に常呂川の地理的な位置と規模。

次に、過去から現在に至るまでに河川が流域の住民に与えてきた恩恵と現状。

最後に、常呂川水系に対する認識を共有すること及び流域における連携の必要性を示し、条例制定に対する町民の決意を示すためにあえて趣旨を述べているものでございます。

次に、条文であります。第1条では目的として町、町民、事業者及び河川を利用する者それぞれの責務を明らかにし、上流から下流までのすべての住民が共通の認識を持って連携を深めた上で、河川環境の保全と適正な利用に取り組むことが必要であることを規定しています。

第2条では、この条例の基本理念として、河川環境の保全等は、どのように取り組んでいくべきか。そのための施策とはどういうものなのか。その施策を進めるには何に基づかないとならないのか。3つの項目に分けて規定しております。

第3条は、この条例で掲げる用語の定義を規定しております。

第4条から第6条までは、第2条の基本理念を受け、町の責務、町民の責務、事業者及び河川を利用する者の責務を規定したものであります。

次のページになりますが、第7条では、町、町民、事業者及び河川利用者が互いに協力して、河川環境の保全に取り組むこと。

第8条では関係機関等との連携。

第9条では環境学習等について。町民、事業者及び河川利用者が自ら河川環境の保全等の理解や意欲を高めるために環境学習の機会を提供することを規定しています。

第10条では、常呂川水系の健全な生態系の保全。

第11条では、廃棄物等の河川への投棄の禁止。

第12条では、生活排水を河川に排出するときの浄化。

第13条では、洗剤の適正使用。

第14条では、肥料や農薬の適正使用。

第15条では、家畜排せつ物等の適正な管理と利用に努めること。

第16条では、土地の所有者及び利用者に対し、河川への土砂の流失防止に努めること。

第17条では、事業用排水を河川に排出する場合に法令の遵守を規定しております。

第18条では、町がこの条例の目的達成のために指導や助言を行うことができるよう規定しています。

次ページになりますが、第19条では、町長は河川環境が損なわれる場合など必要に応じて、関係者に排水の状況等について報告を求め、または職員に命じて調査させることができることを規定しています。

第20条では、流域の1市2町で統一の愛護月間を設け、事業の実施に努めること。

第21条では、啓発活動。

第22条では、その他必要な事項は規則で定めることができる旨、規定しております。

次に、附則であります。この条例は平成21年10月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町常呂川水系環境保全条例の制定について、提案理由を説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 議案第57号の提案理由の説明をさせていただきますので、24ページをお開き下さい。

議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「紋別郡上湧別町」、「紋別郡湧別町」を削り、「紋別郡雄武町」の次に「紋別郡湧別町」を加え、「両湧別町学校給食組合」を削る。

上湧別町と湧別町が10月5日に合併するのに伴い、構成町村が変わることから、規約を変更しようとするものでございます。

次に附則についてですが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、議案第57号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第58号の提案理由の説明をさせていただきますので、25ページをお開きください。

議案第 5 8 号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1 9 7 3 号指令）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 条関係）網走支庁の項中「網走支庁（2 6）」を「網走支庁（2 4）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

別表第 2（第 3 条関係）第 9 項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加え、第 1 0 項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加える。

理由については、議案第 5 7 号と同様でございます。

次に附則についてですが、この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第 5 8 号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2 6 ページをお開きください。議案第 5 9 号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 5 9 号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更について。

市町村の合併の特例等に関する法律（昭和 1 6 年 5 月 2 6 日法律第 5 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、平成 2 1 年 1 0 月 5 日から網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数を減少し、網走支庁管内町村交通災害共済組合規約を次のとおり変更したいので議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

網走支庁管内町村交通災害共済組合規約の一部を変更する規約。

網走支庁管内町村交通災害共済組合規約（昭和 4 3 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 6 条第 1 項中「2 0 人」を「1 9 人」に「1 6 人」を「1 5 人」に改める。

理由につきましては前 2 号の議案と同じでございますが、合併の日である 1 0 月 5 日において施行するため、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき網走支庁管内町村交通災害共済規約を変更しようとするものでございます。

次に附則でございますが、この規約は、平成 2 1 年 1 0 月 5 日から施行するものであります。

以上、議案第 5 9 号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、27ページをお開きください。議案第60号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第60号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表網走支庁管内の項中「上湧別町 湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加え、同表（網走）の項中「両湧別町学校給食組合」を削る。

理由については、前々号の議案と同様でございます。

次に附則でございますが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第60号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、28ページをお開きください。議案第61号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第61号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項及び第3項の規定により、網走支庁管内町村公平委員会から上湧別町、湧別町及び両湧別町学校給食組合が平成21年10月4日をもって脱退し、湧別町が平成21年10月5日から加入すること及び網走支庁管内町村公平委員会規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものです。

記以下の説明をさせていただきます。

網走支庁管内町村公平委員会規約の一部を変更する規約。

網走支庁管内町村公平委員会規約(昭和42年規約第1号)の一部を次のように変更する。別表中「上湧別町、」及び「両湧別町学校給食組合、」を削る。

理由につきましては、前号議案と同様でございますが、網走支庁管内公平委員会は共同して設置している委員会であることから、地方自治法の規定により、規約を変更するものでございます。

次に附則でございますが、公布の日から施行し、平成21年10月5日から適用するものでございます。

以上、議案第61号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） それでは、議案書の29ページをお開き願います。

議案第62号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少につ

いて、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の脱退及び加入による地方公共団体の数の減少について議会の議決を求めるものであります。

記以下について説明させていただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体から、紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を脱退させ、同郡湧別町を加入させるものであります。

本年10月5日から上湧別町と湧別町が、市町村合併により湧別町となることから、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が1つ減少することになります。地方自治法第291条の3の規定により「広域連合を組織する地方公共団体の数が増減する場合は、関係地方公共団体の協議により定め、北海道知事の許可を受けなければならない」とされておりまして、この関係地方公共団体の協議には「地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と規定されておりますことから、広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての議決をお願いするものであります。

以上、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案第63号について説明いたします。議案書30ページをお開きください。

議案第63号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更しようとするものであります。

変更の内容につきましては、記以下のとおりであります。今回の変更は、平成16年12月の第4回定例町議会において、ご決定をいただいた「訓子府町過疎地域自立促進市町村計画」一般的には「過疎計画」と言っておりますが、その25ページを変更後の表のとおり追加するものであります。

追加の内容につきましては、区分2「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」中の事業名(5)「電気通信施設等情報化のための施設」の中に「テレビ放送中継施設」として「地上デジタル放送テレビ中継局整備事業」を加えるものであり、事業内容としましては当初予算に計上しております地上デジタル放送テレビ中継局整備事業でございます。

これにつきましては、本年6月に北海道と協議した結果、過疎債の適債事業となる見通しがついたため、過疎計画の事業に追加するものであります。

ご承知のとおり、この過疎計画に登載されていない事業につきましては、過疎債の対象にはなりません。

また、本計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、北海道との事前協議が必要であります。この協議が本年7月1日付で完了したことを受け、同法に基づき議会の議決を受けようとするものであります。

以上、議案第63号について、ご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきます。

すようよろしくお願いいたします。

認定第 8 号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第 17、認定第 8 号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 39 ページでございます。

町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 議案書の 39 ページをお開きください。

認定第 8 号 平成 20 年度北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案説明を申し上げます。

認定第 8 号 平成 20 年度北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成 20 年度 北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算を地方自治法第 233 条第 3 項及び同法施行令第 5 条第 3 項並びに旧北見地区衛生施設組合同規約第 13 条第 2 項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

北見地区衛生施設組合につきましては、本年 3 月 31 日をもって解散したことから、同日を北見地区衛生施設組合の決算日とし、平成 20 年度 北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算に関する書類を調製した上で、構成市町でそれぞれの監査委員の審査に付したところであり、本町においては、本年 8 月 7 日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成 20 年度北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見書」をいただいたところでございます。

このことを受け、地方自治法等の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、北見地区衛生施設組合一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成 20 年度 北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書、決算報告書」の 1 ページの予算執行結果の概要をご覧ください。

上段に記載のとおり、し尿につきましては、北見地区スクラムミックスセンターに搬入しておりますが、本町の搬入割合は、14.9%となっております。

中段の（2）決算規模及び収支の状況であります。歳入は、97,058,446 円、歳出は、84,915,452 円となっており、歳入歳出差引額は 12,142,994 円となっております。この剰余金は北見市に引き継ぎし、未収金及び未払金を精算後、剰余金は 3 市町に配分されることとなっております。

なお、3 ページ以降の調書等及び別冊で配付しております「平成 20 年度 北見地区衛生施設組合一般会計計決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上が、平成 20 年度北見地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、

認定第 6 号、認定第 7 号

議長（橋本憲治君） この際、日程第 18、認定第 1 号、日程第 19、認定第 2 号、日

程第20、認定第3号、日程第21、認定第4号、日程第22、認定第5号、日程第23、認定第6号、日程第24、認定第7号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。認定第1号から順次説明を願います。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 認定第1号について、説明申し上げます。議案書の32ページをお開きください。

認定第1号 平成20年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成20年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成20年度 訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年8月7日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成20年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきました。

これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧いただきたいと思えます。

この表は、会計別決算額の総括表であります。一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入42億6,506万1,381円、歳出39億7,386万8,697円となっており、収支差引残額は2億9,119万2,684円となっております。

この剰余金につきましては、備考欄に記載のとおりこの内1億円を財政調整基金に決算積立てし、残り1億9,119万2,684円を翌年度に繰り越しておりますが、その中には、6月の定例会で報告させていただきました繰越明許費に係る一般財源繰越額1億4,403万1,000円が含まれております。

なお、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますと存じます。

以上が、平成20年度 訓子府町一般会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） それでは3本続けて説明させていただきます。今、見ていただきました決算報告書を使いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、認定第2号について、説明申し上げます。議案書の33ページをお開きください。

認定第2号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年8月7日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成20年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

国民健康保険特別会計では、決算額(B)欄、歳入9億2,172万1,768円、歳出8億9,342万4,061円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額2,829万7,707円の内、2,829万7,000円を財政調整基金に決算積立てし、残り端数でございます707円を翌年度へ繰り越しております。

なお、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の34ページをお開きください。

認定第3号 平成20年度 訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成20年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成20年度 訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月7日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成20年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、老人保健特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の老人保健特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

老人保険特別会計では、決算額(B)欄、歳入8,534万3,247円、歳出7,809万5,448円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額724万7,799円を社会保険診療報酬支払基金及び国・道への返還金に充てるため、全額翌年度へ繰り越しております。

なお、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成20年度 訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、認定第4号について、説明申し上げます。議案書の35ページをお開きください。

認定第4号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付し

たところでありますが、本年8月7日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成20年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

後期高齢者医療特別会計では、決算額（B）欄、歳入5,867万4,702円、歳出5,854万5,102円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額12万9,600円を国庫補助金の返還金及び出納整理期間中に収納された平成20年度分の保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するため、全額翌年度へ繰り越しております。

なお、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成20年度 訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 認定第5号について説明申し上げます。議案書の36ページをお開き下さい。

認定第5号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成20年度訓子府町介護保険会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成20年度訓子府町介護保険会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月7日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成20年度 訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から5段目の介護保険の欄をご覧くださいと存じます。

介護保険特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入4億501万4,757円、歳出3億9,645万6,322円となっており、収支差引額は855万8,435円となっております。この余剰金につきましては、備考欄に記載のとおりこの内267万2,000円を介護給付費準備基金に積み立てし、残り588万6,435円を国庫支出金等の返還金に充てるため翌年度に繰り越しております。

なお、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成20年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 認定第6号について、説明申し上げます。議案書の37ページをお開きください。

認定第6号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成20年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成20年度 訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月7日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成20年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、一番下段の下水道事業特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額(B)欄にありますように、歳入3億5,303万2,859円、歳出3億5,303万2,859円となっており、収支差引額はゼロとなっておりますが、これにつきましては一般会計からの繰入金で財源調整をおこなったことによるものであります。

なお、別冊で配付しております「平成20年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上が、平成20年度 訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) 議案書の38ページをお開きください。

認定第7号 平成20年度訓子府町水道事業会計決算の認定について提案説明をさせていただきます。

平成20年度訓子府町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成20年度訓子府町水道事業会計決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調整した上で、監査委員の審査に付したところでありませんが、本年8月7日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成20年度訓子府町水道事業会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、平成20年度の訓子府町水道事業会計の決算について、お手元のA4版、決算書で概要を説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益と営業外収益をあわせた水道事業の収益でございますが、1億7,856万3,292円の決算でございます。

支出につきましては、営業費用と営業外費用を併せた1億7,417万9,707円の決算となっております。この内の消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

次の2ページをお開きください。資本的収入及び支出の状況でございます。

まず、収入では、企業債と他会計補助金をあわせた資本的収入につきましては、3,5

71万8,272円の決算でございます。

支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を併せた資本的支出でございますけれども、1億1,139万5,049円の決算でございます。

なお、収支差し引きで不足する7,567万6,777円につきましては、欄外の一番外、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金7,566万6,403円と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額1万374円で、補っております。

次の3ページでございます。これは、1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失でございますが、本年度3万8,473円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きますと121万6,707円の支出超過となっております。

また、営業損失3万8,473円に、営業外の支出超過額121万6,707円をあわせた額が経常損失でございますが、125万5,180円でございます。当年度の純損失でございます125万5,180円が、いわゆる赤字決算ということになります。前年度の繰越欠損金の2,527万431円に、当年度の純損失を加えますと2,652万5,611円が平成20年度末における欠損金となるものでございます。

次の4ページをお開きください。4ページから6ページでございますが、これは企業会計の決算の状況をあらわしたものでございますので、後ほどご覧いただくことで、説明を省略させていただきます。

次に、7ページから16ページでございますが、これにつきましては、事業報告書でございます。17ページから21ページまでは、科目ごとの決算額でございますし、22ページは固定資産の明細書でございます。23、24ページは、企業債明細書となっておりますが、関連して25ページに償還額と未償還残高を資料として、添付させていただきました。

以上、平成20年度の訓子府町水道事業会計の決算について概要説明をさせていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの一括議題の説明が終わりました。

ここで、議事日程について、議会運営委員長と副議長と協議のため、午前11時40分まで休憩といたしたいと思います。

休憩 午前 11時35分

再開 午前 11時38分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第26、報告第9号、日程第27、報告第10号、日程第28、報告第11号、日程

第 29、報告第 12 号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第 26、報告第 9 号、日程第 27、報告第 10 号、日程第 28、報告第 11 号、日程第 29、報告第 12 号を先に審議することに決定いたしました。

報告第 9 号

議長(橋本憲治君) 日程第 26、報告第 9 号 平成 20 年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書 40 ページでございます。

企画財政課長。

企画財政課長(山内啓伸君) 報告第 9 号について、説明申し上げます。議案書の 40 ページをお開きください。

報告第 9 号 平成 20 年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成 20 年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告するものであります。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8 月 3 日に監査委員による関係調書の審査を受け、8 月 7 日付で適正に作成されている旨の意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものであります。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、財政健全化の比率についてであります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率としてはでてまいりません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計である国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字でありますし、また、水道事業と下水道事業特別会計における資金不足額もございませんので、赤字比率としてはでてまいりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としております。

次に実質公債費比率につきましては、17.8%で昨年度の 18.8%から大幅に改善されており、早期健全化基準の 25%を下回る結果となっております。

この比率につきましては、一般会計で支出した起債の元利償還金に充当した一般財源のほか、特別会計繰出金の内、特別会計で起こした起債の元利償還金の財源に充てる目的で繰出したとみなされる一般財源や一部事務組合が起こした起債の元利償還金の本町割合分、さらには公債費に準ずる債務負担行為による支出など、実質的な公債費とみなされる支出額を標準財政規模で割り返した比率であります。

実際の計算にあたりましては、起債償還に係る普通交付税措置額を分子、分母のそれぞれから控除して求めるものであり、この比率が早期健全化基準である 25%以上になりますと、議会の議決が必要な財政健全化計画の策定や外部監査の導入が義務付けされてお

ます。

改善の要因といたしましては、新たな起債発行を抑制し、起債総額が減少していること
前年と比較し交付税が6,000万円ほど増加したことが上げられます。

次に将来負担比率につきましては、早期健全化基準の350%を大きく下回る59.4%
という結果になってございます。

将来負担比率につきましては、交付税措置を加味した実質的な地方債の現在高と債務負
担行為の今後の支出予定額、一部事務組合が起こした地方債の現在高の内の本町割合
分、年度末で全職員が退職し、退職手当組合の負担金不足額を精算したと仮定した場合の
負担見込額。これらの合計額を起債償還に係る交付税措置額を加味した標準財政規模で
割り返した比率となっております。

経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道
事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところでも説明いたしました
とおり、の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補てんしている
関係上、資金不足は出ていませんし、の水道事業会計につきましても流動資産が流動負
債を上回っており、資金不足はでておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としてお
ります。

次に、3の「監査委員の平成20年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」
についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2
2条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査
意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを付けておりますが、これについてはご覧
をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、報告第9号 平成20年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率につい
て、説明をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

報告第10号

議長（橋本憲治君） 日程第27、報告第10号 教育委員会の活動状況に関する点検・
評価報告についてを議題といたします。議案書45ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の45ページを
お聞きねがいます。

報告第10号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

平成21年9月15日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

平成20年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規
定に基づき、平成20年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価を次のと
おり報告します。

記、別冊。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

報告第11号

議長（橋本憲治君） 日程第28、報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書46ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の46ページをお開き願います。

報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成21年9月15日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

次のページ、47ページをお開き願います。

平成21年8月7日

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成20年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を次のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 監査実施団体名 | K'sフィードサービス
ビストロKUNNEPPU商品開発研究会
北海道訓子府高等学校教育振興会議 |
| (1) 監査実施年月日 | 平成21年8月5日 |
| (2) 財政援助の種目等
補助金
(交付金) | ・ 元気なまちづくり総合補助金
839,902円
北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金
7,553,927円 |

(3) 監査の結果

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

報告第12号

議長（橋本憲治君） 日程第29、報告第12号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書48ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告を申し上げます。議案書の48ページをお開き願います。

報告第12号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成21年9月15日提出、訓子府町議会、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年7月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、49ページと50ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、51ページお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年8月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年8月11日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの52ページ、53ページにつきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配付させていただいております、9月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。ページでいきますと54ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年9月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年9月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの55ページ、56ページにつきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時から一般質問に入りますので、ご参集願います。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第25、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますようお願いをしたいと思います。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、質問通告書に従いまして、私の一般質問をこれから行います。

まず、大きな件名でいきますと2つありますが、まず、はじめに「まちづくり基本条例」についてから質問いたします。

「まちづくり基本条例」の制定については、平成19年度、20年度の町政執行方針の中でも、協働のまちづくりやまちづくりの基本的なルールを決める「町民基本条例」として、また、今年度の執行方針では、昨年度設置いたしました「まちづくり委員会」での論議を深め条例制定に進むことを期待すると述べられています。

次の事項について、これらを踏まえ、町長の考えをお伺いいたします。

まず、1つ目です。「まちづくり基本条例」制定に向けての議論は、どこまでいっているのかということであります。

2つ目です。条例制定についての町民の関心や理解について、どのようにとらえているかお伺いいたします。

3つ目「まちづくり委員会」の役割はどこまであるのかということであります。

4つ目になりますが、制定までの今後の進め方等について、お聞きをいたしたいと思います。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「まちづくり基本条例」について、4点のお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「条例制定に向けて議論はどこまで進んでいるのか」とのお尋ねでございます。条例制定につきましては、まちづくり委員会を中心に議論いただいております。

が、委員会におきましては、住民参加のまちづくりなどについて、酪農学園大学河合教授の講演や先進事例の学習などを通じ、その意義と本町のまちづくりについて議論を重ね、この8月には「住みやすいまちづくり」に関する提言をまとめ上げ、今後、条例の必要性などを本格的に議論する予定となっております。

また、職員に対しては、先般、条例制定に対する私の考え方を課長会議で、再度、伝えたとところであり、今後、理解を深めていくこととしているところでございます。

2点目の「条例制定についての町民の関心や理解について、どのようにとらえているか」とのお尋ねでございます。正直申し上げまして、昨年3月のアンケート実施時期と比べ、条例自体に対する関心・理解が深まっているとは言えない状況にあると感じております。

しかしながら、「みんなのふるさと懇談会」や「まちづくり懇談会」各種行事・会合などで町民の皆様と直接ふれあう中で、まちの自立や地域協働の必要性、まちの将来像に対する多くの意見があり、まちづくりに対する関心・意欲が高まっていることを実感しているところでございます。

いずれにしましても、私の町政執行の基本理念は「町民こそが主役、町民主体のまちづくり」でありますので、そうした基本姿勢に対してはご理解と共感をいただいているものと考えているところでございます。

次に3点目の「まちづくり委員会の役割はどこまでか」とのお尋ねでございますが、委員の皆様の新任期につきましては、当初のお約束どおり2年間となりますが、先ほども申し上げましたとおり、この後、約半年間で、学習を深め、本町のまちづくりとの関連性・必要性などについて、一定の考え方をまとめていただければと考えているところでございます。

最後に4点目の「制定までの今後の進め方」についてですが、町民の皆様のご意見をより多くいただく場として設けております「まちづくり委員会」や「まちづくり懇談会」などにおけるご意見は貴重な民意と受け止め、議会の皆様の考え方も伺い、さらに職員理解も十分深めながら制定作業を進めることになると考えますが、私がマニフェストに掲げた目的は、自治基本条例という形式にとらわれることなく、あくまでも町民の皆様が町政に参加し、町民の皆様の総意で町の将来を決める仕組みを確立することであり、町民の皆様とともに町の将来を築いてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、質問に対しての答弁があったところでありますが、それぞれ何点かについて再質問として、お伺いをしたいと思います。

まず、まちづくり基本条例に向けての議論の問題。1つ目の関係になりますが、これと2つ目の町民の関心へつながることになりますが、やはり私として一番この「まちづくり基本条例」について今考えているとか思いを強くしているのは、やはり1つは、町民の関心がどうなのかとそれをどう掘り起こしていくのかというところが、この「まちづくり基本条例」そのものの存在意義というものと非常に関わりがあるのではないかというように思っているところです。いわゆるそのことから言ってみても先ほども答弁にありましたように、例えば、町民の関心のことでいけば十分ではないということもありながら、一方で、まちづくりの将来に対する様々な意見が出ているというお話もありましたから、問

題は「まちづくり基本条例」これは「自治基本条例」の形になるのか。これは、後ほどまた聞きたいと思っておりますが、この条例制定に向けてどのように再度、町民の関心呼び起こすようなことを考えておられるのか。もしそのような考えがあるのであれば、お聞かせしていただきたいと思っております。今までの経過からいけば、まちづくり委員会でずっと議論をお願いしながら、そこで活発な学習も含めてされているというのは分かっていますが、やはり全体的な盛り上がり、関心ということに向けて何か考え方等があればお聞かせ願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員のご指摘のとおり、町民の関心をいかに高めていくのかということがある意味では、この条例の大変な意味と要素を持っているではないかということでございます。実は、この「まちづくり条例」に関するアンケートを当初させていただいたところ、回収率はあまり良くなかったのですが、1つ私自身が大変気にしているところにまちづくりやあるいは町政は、町長と議員に任せているからいいのではないのかという考え方でございます。これは、地方分権社会において、自治体がさまざまな形で自ら発信、自ら決めていかなければならないという状況の中で、このようなお任せの考え方でいいのかどうかということを私は大変気にしているところでございます。美幌町やあるいは置戸町、北見市も含め、行政が「まちづくり基本条例」の条文も含めて、即刻提案しながら、それに代表した委員がそこに参加して議論をしていくというやり方は、従来の考え方でありますから、私自身はある意味では、まちづくり委員会を中心にして、基本条例というは一体何なのか。その狙うところは一体何なのかという議論をまずは大事にしていきたいというのが1つでございます。その点で申しますと1年間かかりましたが、少なくとも10数名なり20数名なり、あそこに集まっている方につきましては、冒頭申しましたように参画の方式として、ありようについては、なるほどという部分では、かなり分かっていただいているのではないかと思います。今回の議案でも提案させていただいておりますように、白老町やあるいは伊達市へ視察に行ってくださいというのは、ある意味では実行的に一体どのような中身なのかということをお各委員さんたちにもさらに深めていただきたいという願いでございます。ともするとこの基本条例をつくる目的にして実行すると実は、名目だけだというようなことも全国的にはないとはいえません。そのようなことを防ぐためにも私は改めて時間はかかりますが、このまちづくり委員会を中心とした集まりと学習を大事にしながら波及的に各町内会、実践会に広めていただく。一方では冒頭申しましたように、私どもの懇談会等において、お話をさせていただくなど提案もさせていただきますし、条例ということになれば当然議会で議論をしていただきます。これは一発、条例制定ということだけではなくて一定の時間をかけてやらなければいけない。例えば、常呂川の条例は先般の議員協議会で説明をし、そして時間を有し今回条例提案ということから、是非だけではなくて、そういう意味での時間的な費^{ついで}も含めて大事にしながら、丁寧な説明と丁寧にこの条例化へ歩を進めていきたいと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 先ほど最初の答弁の中で「まちづくり基本条例」について課長会議の中で、町長の思いを述べられたというお話がありましたが、町長自身がこの「まちづ

くり基本条例」に対して、いわゆるどのような中身のものを期待しているのかあるいは考えておられるのかということをお聞きしたいであります。これは非常に一方でまちづくり委員会の方々に議論をお願いしているということもあり、非常に答弁するというのは難しい部分があるのかと思います。いわゆる余談を与えるようなことになってしまっはまずい訳であります。ただ、いずれにしても町長としての執行方針の中にも当然出ていますし、多くの町民がこの条例については、町長の大きな願いの1つだということもわかっているかと思しますので、本当に骨格の部分で町長の考えている目指す条例のポイントというのをどのように考えておられるのか。もし差し支えなければ、お答えをいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほども申しましたように、住民の方々の発意あるいは議論を大切にしたいということで私自身が考えている基本条例についての素案等の公開と言ひますが、示すことは苦力避けてござひます。議員もご存じとおり、この条例そのものは北海道の逢坂町長時代に、ニセコ町を中心にしながら発案されたものでござひますし広くは東京都の三鷹市周辺が大変優れた住民によってこの基本条例を策定していた経過もござひますし、それももう出来上がっているところござひます。私自身はそうした全ての条例の上位条例ということよりは、冒頭申しましたように1つは、住民の参画の1つのルールづくりだというように認識してござひます。

さらに、そのためには、人権や個人のプライバシーを侵害しない情報公開がベースにあると思ひます。これは私ども行政が今、極力、職員だけが内容を知っているということだけではなく、可能な限り、情報は、私の答弁も含めて公開するようにしてありますが、このようなことをベースにしながら住民参画のルールをきちんとつくりたい。当初、私は町長になった時に訓子府町と置戸町の合併が立ち行かなくなったという状況下で、町長になったという状況ござひます。それは、1市3町の新しい北見市を中心として、今後この町が自立の道を歩むべきかあるいはそうではなく、いずれ近い将来に北見市を中心とした合併ということも視野に入れるかという情勢下の中で、私は町長になったという認識をしておりましたから、当然、町の将来は住民投票を含めた、この住民基本条例の制定ということも視野に入れたことは事実ござひますが、現時点においては、先般の議会でも何度かお話ししているように、私は当面、向こう10年間は自立の方向でいくという選択肢を明言してありますので、この住民投票条例というよりは、むしろ情報公開をベースにしながら、町民参画のルールを職員はもちろんです。町民、そして議会も含め、責任の参画の方法を明らかにすべきだということも明言したい。分かりやすく申し上げますと課長会議でもお話しをしてありますが、例えば、現在の予算の見積もりの仕方というのは、各関係課で議論し、予算を積み上げ、もちろんその前に私自身が総合計画や政策的なことも含めたの指示をいたしますが、基本的には各課から予算を策定し、それを11月から12月にまとめ上げ、私が最後にまたもう一度チェックし、議会の皆様あるいはマスコミに発表し、3月の定例議会に提案するという形が1つの流れでござひますから、私は、これは早急なことかどうかは別にいたしましても、その前提としては、職員や議員の皆様が現状の町民のあらゆる課題をどう発見していくのか。それをどう政策化していくのかというルールだと思っておりますので、さらにその点を細かく言ひますと住民の代表の皆様に対する

例えば予算などに対する率直なご意見を伺ったり、あるいは提案をするという場がもう1つあっていいのではないのかということも、この住民基本条例の中にはイメージしているところが、私の今、皆様にお話できる状況でございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、答弁いただきましたが、まず少し話が戻ることになるかもしれませんが、やはり基本条例に関して多くの町民の方々が思っているのは、やはりこの条例ができたら、どのように自分たちの暮らしが変わったり、生活が変わったりあるいは、このさまざま町の中で生きていくことが変化していくのか。あった時とない時は、どのように違うのか。そのことがやはり大きな1つの分かりやすさという点からいけばあるのかなと思います。それらをどう違うのだ。このように違ってくるのだというところが見えてくるのかと思います。やはり、そこら辺も含めて、ひとつ考えていかなければならないのか。いわゆる町民に向けては、もう少し分かりやすく説明する必要が出てくるのかなということと、もう1点、先ほども少し言いましたが「自治基本条例」なのか「まちづくり基本条例」なのか。いろいろと最終的には、同じということにもなると思うのですが、一般的にいわゆる住民投票ももちろん大事な要素ですから、そのような部分も含め入るとは思うのですが、結果として、できた条例、できる条例がいわゆる町民が本当に、元気を出して、まちづくりに参加できるような、そして創意工夫も発揮できるような、そのような仕組みにするということであれば「自治基本条例」という名前、先ほどからは、まちづくりということになっていますが「自治基本条例」ではなく「まちづくり基本条例」という、もっと町をどのようにつくっていくのかということを中心に考えた条例を考えてよろしいのかどうか。確認をさせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） これは改めて、まちづくり委員会のこれからの討議の中でもお話は出てくるというように認識しておりますが、ご存じのとおり、地方自治のとらえには、2つの考え方がございます。これは議員もご存じのとおりだと思います。

1つは、団体自治と住民自治でございます。住民自身の責任において、住民自治を発展させていくのかというとらえ方ともちろん地方公共団体としての団体自治を、議会やあるいは行政がどうやっていくのかという点でも自治基本条例の大きな考え方はあるのですが、私自身は今、議員ご指摘のとおり、この町をどう主権者として、主体的につくっていくのかという動きの中で「まちづくり基本条例」これは厳格にどちらがどうなのかと言われれば困るところもあるのですが「まちづくり基本条例」ということでいくのが、自然ではないのかと考えているところでございます。ここは、まちづくり委員会にも、またアドバイザーになっていただいている河合教授にも整理をしていただきながら、積み上げてまいりたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） この質問では最後のほうになるのですが、いずれにしましても、この条例ができるということが、この訓子府町のまちづくりにとって、有効な役割を果たし、そして、それぞれがこの町で生きて生活をしていく上で、大変ないわゆるバックボーンになっていくということであれば、素晴らしいことだと思います。もう1つは、その部分を生かしていくといういわゆる仕組みをどのように今度作っていくのかということが、

条例はできたがその仕組みをどのようにするのかということが大事になってくるというように思います。その点でいきますと1つ今考えられるのは、当然、各町内会組織と実践会連絡協議会などの、いわゆる地域を代表する組織の果たす役割というのが非常に大きな役割として様々な問題も含め、負わされていくのではないかとの思いもいたします。この辺についていけば、これは次の大きな質問の中とも重なっていくのですが、その各町内会組織あるいは実践会組織をどのように支援していくかということも一面でなければ、条例の受け皿となる具体的なことを起こしていくあるいはまちづくりに参画するという部分でも差し障りが出ないとも限らない。その対応によっては、その問題も含んでいるかのというように思いますが、町長自身その担い手として、まちづくりのいわゆる基本条例の担い手としての組織をどのようにとらえておられるのか。今言った実践会、町内会等についてはどのような考えなのか。聞かせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） この条例ができたことによって、町民の皆様がどのように変わるのか。これは変わるのかというより、どう変えていくのかと言ったほうが、私はいいと思うのですが、冒頭私は議会の答弁の中で申しましたとおり、民主党政権が新たに誕生したことによって、私たちはともすると単なる批判者であったり傍観者やあるいは評論家的な国民的な一人ひとりであった側面も否定できないのではないのか。そうすると少なくとも民意を反映して圧倒的な多数で政権与党となり、明日政権が発足する鳩山内閣も含めて、私たち自身の地方自治体に対しても、その根底を成すというか民主主義の基本である住民が正しい方向に行政が向くことを監視しあるいは発案する。これは仕組みをどうするのかというのが非常に大事だというように思っております。実は、あまり中身に触れてしまうと気になり、何か左右されてはいけないと思っているのですが、例えば、宮崎県の綾町のように自治公民館的な基礎的自治体の自治組織を町内会、実践会的なものよりもあるいは公民館的なベースにした自治組織として、そして、それぞれの集落、自治会において議決し、行政に声を発信するという仕組みなどいろいろな形があり、全国的にはそのようなケースがございます。

しかし、本町の場合で申しますとその町内会、実践会、実践会にしては実行組合からスタートした歴史をもってありますし、俗に言うコミュニティと言っている自治組織かどうかという点で、まだまだいろいろな課題があるというのも事実でございますから、改めて、実践会、町内会のそのようなまちづくりの基本組織であるという位置付けとさらにそれに各さまざまな経済団体やあるいは文化、教育団体も含め、1つの提案組織というかたちを何とかしていきたいと考えているのは、私自身の考えです。

もう1つは、これは、教育委員会の社会教育課に、私はお願いといった立場のほうが良いのでしょうか。予算の時もお話をさせていただいているのですが、限界集落が大野晃長野大教授の提案で、是非は別としましても国土交通省等を含めて、その提案が今なされております。これは、実践会のみならず町内会においても65歳以上の高齢人口が半数を占めるという状況が本町においても御多分に洩れずと言ったら、言い方がふさわしいかどうか分かりませんが、そのような状況があります。改めて、地域の自治組織のありようも含め、教育委員会で、どう社会教育の中で学習化あるいは意見を議論するような講座等も含めて検討してもらえないかという話をしているところでございます。改めて、今、私自身

が行政の一員として町内会、実践会を見ているだけではなくて、住民の方たち自身が今の自治組織をどのようにしていかなければならないのか、あるいはどんな課題があるのかということをもつまのまとめるものも私は新しいこの基本条例をつくっていく中では、非常に大事な要素だと考えておりますので、このところはこれからまちづくり委員会とも議論をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 「まちづくり基本条例」についての最後の質問になるのですが、今後の進め方との関わりで言ってみれば、今の町の状況からいってみても、これは全国的にもそうなのですが、いわゆるこの町も少子高齢化になり、高齢化率が30%を超えている状況があり、また人口も今の状況からいけば、本当に減る状況にある。その中で、町をどのようにつくっていくかということからいけば、そのまちづくりの背景を考えた中でも、この仕組みづくりというのか条例も含めて、やはり大事になってくるという思いがいたします。その意味からいって、急ぐ必要はないのですが、まちづくり委員会の役割としては、あと半年という中で、町長の先ほどいつまでにつくるといってお話を具体的にはなかったかと思うのですが、任期中にこの問題、いわゆるまちづくり委員会から提言される形になってくると思うのですが、実際、本当にどうなのでしょう。いつ頃にそのようなものができるというようにとらえていいのか。もし、可能であればお答えいただき、これで最後にしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、8月30日の選挙で自民党や各政党のマニフェストが問題になり議論となっています。少なくとも政策に基づいて、政権が国民の審判を受けるという状況はだんだん定着してくるだろうと思います。私は町長に立候補する際、マニフェストのナンバー2で「平成20年度を目標に町の憲法ともいえる町民基本条例の制定を目指し、町民の創意で町の将来を決めるシステムを確立します」というお約束を实はしているところから、議員が冒頭で先の定例会の一般質問でもしたとおり、あせるばかりに実のないものは避けなければいけないというご指摘をいただきました。私は、そのことも踏まえながら、このマニフェストに掲げた全体の総括を私自身はしていかなければならないと今考えているところですが、私の任期中に、この「まちづくり基本条例」の制定に向けて、すなわちあと残された1年数ヶ月の間に「まちづくり基本条例」の制定化を努力したいと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 次の質問に入っていきたいと思います。2番目の大きな質問ですが、平成20年度及び平成21年度地域活性化対策の効果と今後の施策についてということとであります。

平成20年度補正予算で「地域活性化・緊急実現総合対策交付金」と「地域活性化・生活対策臨時交付金」が交付されまして、さらに今年度追加経済対策といたしまして「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が交付されました。

これらの対策を踏まえ、次の事項について、町長の見解をお伺いいたします。

まず、1つ目です。これらの経済対策を受け「財政健全化戦略プラン」や「中期財政推計」に影響はないのかということとあります。影響をお答えいただきたいと思います。

2つ目です。第5次総合計画のうち、平成20年度から平成22年度における実施計画にどの程度の効果が出たのかお伺いいたします。

3つ目です。「財政健全化戦略プラン」の見直しは、このことによってあるのかということとです。

4つ目、次年度以降の町政執行の中で、福祉サービスの充実など新たな福祉政策や町民所得の向上に結びつく施策が期待できるのかお伺いしたいということとであります。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「平成20年度及び平成21年度地域活性化対策の効果と今後の施策」についてのお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「財政健全化戦略プラン」や「中期財政推計」への影響についてであります。各年度で予算化した事業や後年度実施予定の事業に交付金を活用したことにより、町費負担の軽減化と収支改善が図られ、さらに交付金を活用した事業に必要であった財源を原資に基金造成あるいは翌年度以降の事業財源として活用できるなど、財政健全化に大いに役立つものと見込まれております。

また、中期財政推計においても推計に盛込んでいた事業のいくつかに交付金を活用したことにより、財源不足に充てる基金繰入額が減少し、昨年の推計時点よりも基金保有額が改善される見込みとなっているところでございます。

2点目の平成20年度から22年度までの総合計画実施計画における効果の程度についてでございますが、単純に計画額で算定しますと約1億5,800万円の町費負担の減となります。

なお、制度内容が不明な公共投資臨時交付金の効果はこの金額には含んでおりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に3点目の財政健全化戦略プランの見直しについてですが、新たな課題の発生や国の地方対策の見通しが明確になっていない状況の中で、今回の交付金効果をもって、計画の一部凍結などといった見直しについては、現時点では考えておりません。

なお、戦略プランについては、毎年度、予算編成前に達成度合などの進行管理を行うこととしており、財政規律の厳格化なども含めて、今後とも財政健全化に取り組んでまいります。

最後に4点目の次年度以降の施策についてのお尋ねについてですが、予算編成段階で、各課段階においても既存事業の検証、見直しなど、事業効果の高い施策づくりに努めており、今回の交付金効果の一部を活かして、議員の皆様の知恵もお借りしながら、ご質問にあるような施策を取り込んでいくことも検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） これについても何点が質問したいのですが、質問というか確認のような形になりますが、いずれにしても今回の補正の問題、補正があつてそれに対してそれを受けることによって財政が良くなっていくというのは、否めない事実だと思います。その中であつて、一方で財政健全化プランのような形で町の財政を立て直すということも一方ではやっていますので、このことについて、考え方はいろいろあるのかもしれませんが

が、1つはいわゆる交付金として、出てきたものを単なる事業遂行いわゆる前倒しだけではということ、先の議会でも町長の答えで言われていましたように、ただそれだけの消化で終わるのではなく、次に結びつくものに考えていきたいとそのようなお答えがあったところであります。

ただ、そこで考えてみたいのですが、1つは効果の問題なのです。やはり今回の特に20年度と21年度だけについて、21年度とは、今年度のことなのですが、非常に大きな効果というのか財政として生まれているような気がいたします。実質そうです。先ほどの午前中の説明に課長からの話の中にもありましたように、例えば、交付税の問題でいきますと当初例えば20年度の交付税の関係でいきますと歳入歳出の差し引きで、一般会計の財政状況からいくと約2億9,000万円のいわゆる黒字になった。黒字というのかプラスになっている。その中の1億4,000万円ほどが、繰越明許費として、予算化されているものでありますから、実質的には1億4,700万円のうち、1億円を基金に積み立てたということ。これが、例えば、18年度の決算からいきますと18年度は7,800万円の黒字ということでありました。実質7,500万円の実質収支額で黒字が出ている。19年度でいくと似たような金額なのですが、これは大変なときでもありましたが、実質収支額でいくと6,900万円ほどだった。そこら辺から比べてみますとこの2億9,000万円というのは、非常に大きな効果があった。これは交付金だけの問題ではなく、いわゆる財政健全化プランも含めても考えていかなければいけないというようには思いますが、この大きな効果が出ている中で、一方でやはり町民の暮らしなどの部分についていけば大きくは変わっていった。逆になかなか大変な状況も一方で生まれているということが言えるのではないかと考えております。その部分でいくと21年度、今年度関係なのですが、今年度の交付金、普通交付税が7月に決定されているとは思いますが、今年度当初一般会計で計画されていた交付税額といわゆる決定額でどれだけ差が出ているのか。おそらく期待以上の金額が今回出ているのではないかと考えておりますが、それをお答えいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） ただいま、普通交付税の関係でご質問ありました。7月に算定を行いまして、18億5,000万円の当初予算でございましたが、普通交付税で申しますと19億9,500万円、差し引きが1億4,553万1,000円ということになっております。それから臨時財政対策債、交付税に準じる地方債ですが、これにつきましては、予算1億2,700万円に対しまして、今回補正予算の提案をさせていただいておりますが1億9,787万円、7,087万円の増ということになっております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、21年度、今年度の交付税の関係で、7月末に決定されている部分ですが、この臨時財政対策債も含めると相当な金額が、当初の予算から見ると、思いがけずというのか予定どおりなのか入ってくる。いわゆるまちづくりに対するお金に余裕ができたというようにとらえてもいいのかというように思うのですが、このような状況の中で、財政健全化プランを進めているのですが、私も基本的に財政健全化プランは、やはり進めるべきだという立場です。これは、単なるコスト削減をするという意味だけでは

なくて、やはり無駄な部分を見直すという意味からも含め、必要な手立てになっていると思います。ただ問題は財政健全化プランの中で、あえて町民生活に必要な部分まで、もし踏み込んで単なるコスト削減を考えているものがあつたとしたら、やはりこれはこの時点で、その部分的にでも見直していくことが必要になっていくのではないかと思います、その辺について、町長の考え方お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今の交付税と臨時対策債も含めておそらく2億円ぐらいの増になってきているのではないかと思います。それから各種の昨年度からの臨時交付金がおよそ大体トータルで、4億3,853万7,000円の見込みが平成20年から出ておりますから、その点で町にもかなりの影響といいますか。いい意味での影響があるのではないのかと思っています。全くその通りでございまして、交付税で申しますと最盛期からするとまだ2億は足りない。それから、この臨時交付金はある意味、私は景気浮揚対策、俗に言うバラマキという批判もございしますが、こちらがどれほど頭を使ってこのバラマキと言われているお金を財政健全化に生かしていくのかという知恵比べと私自身は、職員とも話しておりましたので、その点でいうと実質交債費率が18.8が1%ダウンした。そして、私は来年度は、さらに17.7、8%から15、16%くらいはいくのではないかと考えています。問題は、基金の財調にあります、これはいくぶん横ばいあるいは少し増えるという状況でありますから、その点でいうと大変厳しい経済状況の中で、この様々な政府の施策がある意味では、私どもの厳しい財政状況にいくぶんの好転をもたらしたという点では、大変よかったというように感じているところでございます。

しかし、例えば良いかどうかは分かりませんが「役場富て住民貧し」ということがあつてはならないというのもまた一方では、自治体としての基本的なスタンスと思っておりますので、これを20年度、21年度については、私は今新しい政権がどのような形で例えば交付金についても一括交付金にするというような言い方をしております。これは、例えば、災害などの河川の整備やいろいろ含め、全部市町村が行うなんて言われたらとんでもない話です、いろいろ含めていくとこれは新しい政権の動きを見極めなければいけないということもありますから、私は21年度については、現状のまま何とか財政健全化の方向をさらに見極めながら進めていきたい。22年度あるいは23年度については、さまざま今出ましたように福祉的なことも含めたトータルの政策を打てるかどうか。この検討と見極めをある意味ではさせていただきたい。確かに財政戦略プランと申しますか行政改革の中で、ここの点については、全くないと言えば嘘になりますので、ここの辺は22年度会計で提案していくのかあるいはそれ以降にするのかということ、まだ判断がつかませんが、いずれにしても議員ご指摘のとおり無駄はなくすという方向ですが、もちろん踏み込んで正あるいは新たなる提案も考えていかなければならない時だと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 分かりました。できれば本当に大きな財源を使わなくてもいいわゆるお金を使わなくてもできることで例えばその健全プランの中でもこれは実際どのような形で取り組まれているか確認もしたかったところなのですが、例えば、就学援助奨励事業ということで平成21年度から実施したいとそのプランの中で、説明がありましたが、こ

これは実際今、学用品単価の引き下げということで現行の2分の1という形で説明を大分前に受けているのですが、これは実際やっているのですか。もしこのようなものでやっていなかったらやってないでもいいのですが、もっと言えば、やってなければ拡充も含め考えていくことが大事ではないかということが1つです。

それともう1つ、各種サービスの関係で、例えば、不必要なサービスまでする必要はないと思うのですが、例えば、役場の庁舎に入ってきて、昼間特に感じるのは休息時間に電気を暗くしている。無駄だから消すと思うのですが、あまり暗いのも本当に職員がこれで頑張れるのかということです。暗い中で弁当を食べているのかもしれませんが、本当に環境も含めて、無駄なところは無駄で廃止しなければいけないのですが、意欲を注がれるような使い方。いわゆるカット。これはやはりいろいろな意味で、もう少しトータルで見ていく必要もあり、もし余裕があるのであれば、そのようなことを総合的に考えてもいいという思いが実際していたところなのですが、その形でぜひ、そのプランができていますし、基本的には私も進めていくべきだという立場ですが、約束もしていますし、その町民の理解も得られていると思っています。可能なものが仮にあるのであれば、特に、町民生活の部分で、本当に手立てが必要なものとして、大きな財源を使わなくてもできるものがあるれば何とかして欲しい。それと図書館の図書の購入。これも2割カット。いわゆる図書購入費が削減されていますが、果たしてこれも本当にどうなのかという議論も出てくるのではないかと思いますので、そのことも含めて、決まったことだからということではなく、もし可能なものがあるかないか。このようなことも精査してもらえればいいと思っています。

それと最後のほうになります。いわゆる次年度以降の町長がよく言っていますいわゆる基金を造る。今回の交付金問題でいけば、基金を造成して、いわゆるしっかりした政策的なものをつくり上げていきたいというようにお答えをいただいているのですが、さしあたって当面、本町として、何が今求められているのか。町長の考えがあればお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 就学援助の関係で、21年度予算で反映しているのかというお尋ねがありました。これにつきましては、第1回の定例議会でも皆様のご了解を得まして、21年度の予算で学用品費については、2分の1に減らせていただいております。

それから、先ほど交付税の関係でお答えしたのですが、先ほど普通交付税それから臨時財政対策債合わせまして2億1,640万1,000円ほどの増ということになっておりますが、これはあくまで予算対比でありまして、平成20年度の交付決定額と比較しますとトータルで1億1,422万円となっています。これにつきましては、基準財政収入額である町税自体が減っておりますので、その分として4,500万円減った分が交付税に跳ね返ってきたという部分も要素の中にあります。それと本年度新たに地域雇用創出推進費というのが新たに算定要素に加わりましたので、その分が5,600万円ほどありまして、合わせて約1億円の増になったということでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 基金の関係でございますが、今回の各種交付金は、

翌年度以降、基金を造成して政策の実施に結びつけるということで、その政策的なことにつきましては、この後、予算編成等で進めていくことになると思いますが、基金につきましては、ある程度明確にしていくことしていきます。例えば、新たな基金を設ける時に、基金条例を設けて基金を設置するような形で、ある程度明確にして運用してまいりたいというように考えております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） トータルの政策あるいはそんなに大掛かりなものでなくても、予算に対するきめ細かな提案が、そろそろあっていいのではないのかということではないかと思う訳です。例えば、いろいろありますが今、意見として出てきているものは、例えば、中学校の部活動補助金などを減額するのはいかがなものかという意見が住民の方から私に寄せられてきておりますし、奨学金の償還年数が極めて短いということも含めたことについても改善すべきではないのかなど、いろいろな意見が細かいことと言うと出ていることも事実でございますから、できるところからするというのが今の状況でございます。例えば、先の敬老祭で私は、お約束しましたが、新年度から住民の足の確保については、必ずやりますというお約束をさせてもらいましたので、これは議会に提案させていただこうと思っています。これらも予算の中で煮詰めていかなければならないと思っています。

しかし、とは言いましても実は、財政戦略プランを策定し、財政が大変好転してきているという今の状況ですが、地域的な要望の中では、まだまだいろいろ寄せられていることがございます。これも皆さんとまた大議論をしていかなければなりません。例えば、身近なことであれば平成22年度で終了する畑総事業を今後どうするのかという議論。例えば、南7線の舗装を何としてもやって欲しいという要望が沿線住民から出てきておりますし、さらには、山林川の改修についても何とかして欲しい。あるいは実郷の排水路の整備をして欲しい。これらを全部やっていきますともう億単位のお金の問題でございますから、ある意味では、これらも含めて議会の皆さんの議論、もっと言いますとまちづくり基本条例の中で、何を優先にしていかなければならないのかということも含めた議論をこれからしていけないと駄目なのではないかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、今後も積極的なご意見を議員の皆様からお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） これで私の質問は終わりたいのでありますが、いずれにしても最初の質問の中でも言いましたように、やはり高齢化率がどんどん高まっていく、そして少子化という一方で問題があり、その中で本町が、どのように元気をつけて、そしてそれぞれが、この町で最後まで暮らしていけるというところに、責任を持つということからいけば、その政策をまず優先問題も含めて大いに議論していかなければならないし、何をしなければいけないかというのは、これからかかってくると思います。その意味でいけば、私たち議会も本当に従来のような議会というか、これは全て悪いことではないのですが、やはり変わっていかねばならない部分もあるのかというように思いますし、その意味で共に創っていくことと、まちづくりに関わっていけるような方向で頑張っていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。
ここで、2時10分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1時57分
再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。
次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして、一般質問を行います。

1つ目は、町長にお伺いいたします。

町民の健康を守るための施策。

「健康は宝石である」と言われるように、年齢を問わず健康であることが何ものにも変え難いが、近年の高齢化や医療の高度化に伴い、国民の医療費は過去最高の34兆円を超えている。

本町でも町民の健康づくりを支援するための各計画が策定されているが、それらの実行にあたっての課題や今後の取り組みについて伺いたい。

1つ目、特定健診の意義と今後の実施計画に基づく取り組み方を示して欲しい。

2つ目、各種健診負担金の軽減について、どう考えているか。

3つ目、インフルエンザワクチンの幼児への助成をする考えはないか。

以上、3点についてお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町民の健康を守るための施策に関して3点のお尋ねをいただきますのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「特定健診の意義と今後の実施計画に基づく取り組み方」についてのお尋ねですが、従来「町民健診」として実施してきました町民に対する健康診査につきましては、平成20年度からは特定健診として、各医療保険者に義務付けられることになり、本町においても国民健康保険の被保険者に対して、特定健診を実施しているところでございます。

この健診につきましては、特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき実施されることとされており、平成20年3月に平成20年度から24年度までの5カ年の実施計画として策定したところでございます。この計画の目標と基本的な考え方は、大きく3点の目標を定めております。

1つ目は「特定健診の受診率を65%にする」ということであります。

2つ目として「特定保健指導の実施率を45%にする」ということでございます。

3つ目として「メタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させる」ということであります。

こうした数値目標が達成されない場合は後期高齢者医療制度に対し、各医療保険者が拠出する後期高齢者支援金が加算されるなど本町の国民健康保険の財政負担も増えてくることになることから、受診率の向上に向けて受診しやすい体制を作るなどの取り組みが必要

だと考えているところでございます。

次に2点目の「各種検診負担軽減についてどう考えているか」とのお尋ねですが、各種検診負担金につきましては、平成16年度の行政改革方針に基づき町民健診への自己負担額の導入やがん検診などの自己負担の引上げを行ってきた経過がありますが、依然として厳しい財政状況にある中では、慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

また、一概には言えませんが、各種検診の受診率につきましても向上が見られていることや、昨年から町民健診に替わって導入された特定健診は、後期高齢者医療制度の廃止なども今後検討されることが予想されますので、各種検診負担軽減については状況を見極める必要もあると考えているところでございます。

次に3点目の「インフルエンザワクチンの幼児への助成をする考えはないか」とのお尋ねですが、高齢者に対するインフルエンザの予防接種は、予防接種法施行令により、定期の予防接種とされておりますが、小児に対するインフルエンザの予防接種は任意の予防接種とされているところでございます。

わが国での1歳以上6歳未満での予防接種による発病阻止効果は、約30%前後といわれており、有効性や安全性の面から予防接種法の対象から除外された経過もございまして、今後他市町村の状況なども見極めながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 1つ目の特定健診のことについて再度お伺いいたします。

その前に保健師さんへ20年度の特定健診の私たちの町の調査結果の資料をいただきました。本当は40歳から74歳までが該当者なのですが、一応この資料によりますと30代から75歳まで、去年は636人が受診され、その内、腹囲有所見者。要するに男性が90センチ、女性が85センチを超えた人たちの人数が176人です。これは男性の皆さんには、少し要注意なのですが、その内、男性の方は受診者276人の内、腹囲有所見者が124名です。そして、先ほど言い忘れましたが、メタボの該当者が87名で予備軍が57名。これは総対数です。男性がその内メタボの該当者が62名の予備軍が40名。女性は360人受診した中で腹囲有所見者が52名。メタボが25名、予備軍が17名という結果が出ています。健診に関しては、今、中高年の生活習慣病が確かに周りを見渡しても突然倒れたりとか、健診で見つかったという方が結構いますので、これは重要なことだと思いますが、特定健診がなぜ今、制度改正されたかということを知解していきますと私たちの国の公的医療保険制度の概要が少しずつ見えてきます。1961年国で国民皆保険として、全ての国民が様々な事情に応じた医療保険制度に入れるということで、今、アメリカではこのような保険制度がないということで今問題になっていますが、これによって戦後の混乱期に病院に掛かれなかったような人たちでも、全ての国民が掛かれるようになった。これは画期的な保険制度だと思います。その後、時代が変わり、経済事情も変わり、そして、このような少子高齢化になり、年齢構成も変わっていきますとその保険制度そのものも沢山見直さなければならない状態にきていると思います。それで幾度も制度が改正されていますが国保会計は赤字なのです。もちろん私たちの町だけではなく、そして、国保会計だけではなく、企業の組合健保です。それから政府が運営している政管健保もです。やはり組合健保がもうこれ以上やれないからと解散して、政管健保に移行するところがど

んどん増えてきており、それによって、政府もやはり赤字になってしまいます。それで去年の10月から協会健保とあって、民間型の組織ができた訳ですが、国保の場合はそのような逃げ道がありません。ですからおそらく対策としては、被保険者の保険税を上げるしか手立てがないのではないかと思います。そこで町長に再度お尋ねしたいのは、去年から改正されました特定健診、あと後期高齢者に向けたペナルティも含めて、管内及び道内、全国の町村長会では、どのような意見要望が出て、それに対する対応策がどのようなものが出されているのか1点お尋ねします。

それともう1点は、私たちの町では、このペナルティに関しては、今のところまだ町民には周知されておられません。前回、下川町に視察した時、下川町の広報を何冊か読んだのですが、丁寧に周知しています。あえて今それを町民に知らせていないというのは、何か考えがあってなのか。そして、いつ、どの状況でそれを周知していくのか。その点、2点についてお尋ねいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2点ございました。1つは町村会も含めて、そのような意見を出しているのかということでございます。町村会等については、保険者そのものが市町村という小さな枠組みを見直す必要があるのではないのかということが1つであります。国あるいは北海道がこれらに対し保険者として、今は市町村ですが、その見直しを図るべきではないのか。さらには国費の投与をもっと多くするべきだという意見でございます。これが1点でございます。

もう1点は、国民健康保険連合会、これは北海道というか全国的な組織であり、北海道にもございますが、例えば、10月6日にその反対集会といいますか決起集会がございます。文言を見る限りでしかわかりませんが、その文章によりますと10月6日の決起大会には全道の市町村長を含めた関係者は集まり、そして、国に対してこの国保会計の是正を見直すべきだという要望をする大会でございます。中身的に見ますとこれはどのようなことかということそれはいずれにしても赤字部分の多くは、自治体が一般会計からの繰り入れをもってやり繰りしている状況である。これもすなわち限界であり、国保の一元的な仕組みの構築を図るべきでないかという考え方でございますから、今、西山議員が言いましたように共済やあるいは国民健康保険、社会保険等々がございしますが、そのものの一元的なことも含め、財源的な高齢化社会に対応する医療体制の整備が必要ではないかというのが、大筋の私たちのスタンスでございます。

それからもう1点、下川町に視察に行かれた。例えば、メタボリック等を含めて、受診率が65%以上でなければ負荷加算がかかりますということをもっと宣伝すべきではないのか。あとでまた再質問がきつと出ると思いますので、福祉保健課長から答弁することになると思いますが、おかげさまで私どもの町の受診率は30数%まで、非常に上がってきているということもございます。そして、この65%を超さなければペナルティを課しますということは、私は国の政策がいかがなものかと個人的には考えておりますので、むしろ、なぜ肥満やあるいは成人病やいろいろなことが起きてくるのかという社会的な背景やこの原因を根本的に解決をすることの施策をきちんとすべきではないのか。何かある意味では脅かしのような、そのことが本当にいいのかということです。それから状況的にいうと後期高齢者医療を含め、民主党やそれぞれの政党が、これは障害者自立支援法も含め

て、廃止の提案が今出ている状況でございますから、これも含めて流動的な状況でございます。受診率を高めるといことはペナルティのあるなしに関わらず、とても大事なことです。担当課を中心に努力して非常に成果が出てきていると私は思っております。なぜ町民にその部分を周知しないのかというのは、私自身がそのような考え方で、あまり強く担当課に指示をしておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 町長が言われるように、私も最初このペナルティを聞いた時に国がやっていいのかと単純に考えると本当に脅しだと思うのですが、そこにはやはり今の国民皆保険制度の行き詰まりと申しますか。本当に出口が見つからない迷路のような今の状態がその政策を生み出したのかと感じています。ただ、その思いは同じですが、町民にそれを知らせないということは、例えば、保険者には義務化されていますが、もちろん私たち町民は受診率が65%に達しなければ、ペナルティがかかるから義務的にいかなければいけないというのは一切ありませんので、ないけれどもその現状を、今、国はこのような政策をとっているということをきちんと知らせることが保険者としては、大切なのではないのかと思います。文言、言葉で知らせる内容によっては、私たちも受けなければいけないのだというように義務化と受け取る町民もいるでしょうから、とても難しいと思います。

しかし、ずっとそのまま隠せるのもありませんし、あと4年後です。24年の時に例えばこの間、課長ともお話したのですが、今、36.3%で確かに、全道の自治体の受診率からみてもとても高いです。それは日頃の保健師のご努力とか実施計画書を見せてもらいましたが、ほかの町村の実施計画に比べるととてもわかりやすく、健康増進計画なども取り入れて、良い実施計画を立てていると思います。その結果だと思っております。やはりあまり町民側と実際の政策との内容が掛け離れてしまうと例えば4年後に急に知らされてもあれですし、課長に「例えば、36%から65%に上げる対策何かありますか」と聞いたら「ありません」と答えられたので、でもありませんでは済まないだろう。そのペナルティというのも私たちの町では約1,000万円位になります。それが増えるか減るかというのは、国保会計にとってはとても大きな問題だと思いますし、その辺の対策をもう一度伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 後期高齢者支援金の加算ということで、ペナルティということでございますが、ご指摘を受ければ、少し周知が足りなかったという思いはあります。ただ、昨年、当時の制度が変わった時の事情をご理解いただきたいのですが、75歳以上のお年寄りの方に対する医療制度が変わったということで、そこら辺のところをきちんとまずお知らせをして、理解をしていただくという、そこにち力を入れすぎたというか、その部分では、ペナルティ部分のところには、あまり頭がいてなかったかなという反省もございします。

ただ、もう1つの理由といたしまして、法的には10%の加算、減算ということがうたわれているのですが、ここの部分については、まだ事業実績が出てこないということで、それが出てくる平成22年度以降評価をして、具体的にどれだけの加算、減算を行うかということが決められるということになってございます。そのような理由もありまして、今

現在、本当に65%を全国的に見て達成できるところがあるのかということもございませし、私、先日65%の対策として何かできるかというご質問に対して、難しいというお話はさせていただいたのですが、そうは言いながらも65%という目標がございませから、今、町で取り組んでいるやり方としましては、例えば、健診回数を今までの町民健診より増やすとか、それから、農業者の方は、農協を通じて、遠軽厚生病院でドックを受けられる方がいらっしゃるということで、町が今度は厚生連と直接契約を結んで実施していただくとか、あとは若い方は、小さいお子さんもいるので、健診の時には託児も実施するなど、それから、まだこれは、お約束はできないお話ですが、今、訓子府町は集団健診という健診方法をやっているわけですが、できるなら個別に医療機関に行き、個別に健診を受ける体制などもこれから検討していく必要があるということで考えてございませるので、ご理解いただきたいと思ひませ。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） わかりませ。基本は、やはり町民の健康を守ることです。健診というの、どちらかという病気を見つけるということもありますが、早めに見つけるということが、やはり、今後の町民の健康を守っていくということにつながりませるので、ペナルティの問題は現状と合わせて分かりやすく説明して欲しいと思ひませ。

もう1点は、従来の基本健診で、治療中の人は対象外だったと思ひませのですが、今回の特定健診は、治療中の人でも対象になるということで、制度変わっているはずですが、私が今まで広報を見た中では、訓子府町では周知されていないのですが、その辺どうなのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 年代によっては、治療中の方は、ご遠慮くださいとかという経過もございませして、今は治療中でも受けてもいいですよというようなことで、制度が常時、変わるということで戸惑いもあるのですが、少なくとも今、特定健診については、対象の方に個別でお知らせしてございませるので、そのところは問い合わせがあった場合にもお知らせをしながら対応しているつもりではございませ。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） やはり制度が変わったら、どんな小さなことでも「ここが変わりましたよ」ということを町民の方には分かりやすく説明して欲しいと思ひませ。広報に5回シリーズで国保会計の事情について載せてございませますが、やはりあれを読んでもいまひとつ町民の方には読みづらひ。行政用語が多すぎて、もう少し分かりやすい内容にしたいと思ひませ。

それと2番目の健診の軽減なのです。またこれも下川町で偶然見たのですが、下川町の保健師とも電話で話したのですが、町民特定健診は500円です。そして、がん検診なども1,000円位でとても安かったので、保健師の話ですと多分この65%の受診率を意識していることありませし、今上げたくても今じっと耐えているのです。という本音を伺ったのですが、私が少し心配なのは、どうしてもその36.3%の受診率です。もしかしたら、どのような人が受けているかということまでは分からないと言われたのですが、きっと、毎回、受けている人たちは、そんなに変わらないのではないかという気もするのです。本当に例えば生活がいっぱいいっぱいで働き、体のどこかが具合悪くても病院に行

くことや、今自分が病院に行き検査を受け、その結果が出た時に、生活ができなくなるとか、切実な心配をなさっている人たちのところには、もしかしたら手が届かないのではないかと思います。あと、健診なんて面倒くさい。腹囲を測るようになったら余計嫌だよという人も心理的な部分でもあると思いますが、できれば非課税世帯は無料にする。後期高齢者は無料にする。その部分的に1,200円は何も余裕のある人にしたら「そんなことで自分の健康が図れるのなら安いものだ」という方ももちろんいると思いますが、やはり町民の中にはいろいろな方がいますので、その辺の対策が立てられないかと思ってお伺いしました。もう一度お願いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 健診負担金の軽減の部分でございますが、町長からもお答えしましように今の受信率というのは伸びてきているのです。平成16年の行革方針の中で出されまして、平成17年度から健診料を導入したり引き上げたりという部分がございますが、その時はいろいろな要素があり、一概には言えないのですが、平成17年の時には確かに受診率は下がりました。ただその後、除々に増えつつありまして、ほぼ平成16年度ベースに今のところ戻ってきているという感触をもっていますので、もう少し様子をみたいというところが正直なところでございます。

それから、特定健診などにつきましては、一律1,200円ということではなくて、確か、後期高齢者の部分につきましては、500円のご負担をいただいていると思います。あと生活保護は無料です。そのような対応はとらせていただいております。

ただ、非課税者というお話ございましたが、窓口で課税、非課税の部分で分類し「あなた1,000円です」「あなた500円です」とやるのが本当にいいのかなということがあります。そのような問題もありますので、そのことは慎重に考えさせていただきたいというように思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） もちろんそうなのですが、国保の今、非組合員の中では、昭和40年ですと農林水産業者、自営業者が7割近くいたのが、今は2割に満たない。これからもきっとどんどん減っていくと思います。そのほかの5割以上が無業者、いわゆる無職の方が多いのです。それで全額負担ですので、どんどん高齢化していきますので、受診率はその面では少しずつ多分自分の健康心配になってくる中高年が増えてきますから、その面では、上がっていくと思いますが、一定の人たちが受けられないのではないかと思います。その内容が見えないのですが、私の考えではそう思います。その辺、資料をきちんと読み取れる職員の方だからこそ、どのような人が健康診断を毎年受けているのかということは、そこら辺はもちろん、個人情報ですから、周知する必要はありませんが、把握してその中で呼びかけとか軽減の問題を検討していただきたいと思います。

3番目のインフルエンザの幼児の助成ですが、確かに、幼児に罹患率は低いのですが、怖いのは、5歳未満児のインフルエンザ脳症という症状がありまして、私が子どもを育てている時にインフルエンザが流行った時に、たまたま書店でインフルエンザ脳症でお子さんを亡くされた方が書いていた本に出会って、こんな怖いことがあるのだと思いました。まだその頃は全然そのような情報がなかったのですが、要するに解熱剤の中に「ジクロフェナクナトリウム」「メフェナク酸」などの物質が入っていると死亡率が高かったり、発熱、

けいれん、幻覚、幻聴などの後遺症も残るという極めて、5歳以内で要するに抵抗力の少ない幼児に多いのですが、そのことも考えますと私たちの町は子どもも少ないのですから、その発生ももっと少ないかもしれませんが、1人1回インフルエンザワクチンがその病院により違いますが、2,000円から4,000円だと思しますので、2回だとその倍になります。そのような危険性を考えると幼児への補助の必要があるのではないかと考えています。その点いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 確かにインフルエンザ脳症は、相当怖い病気だということで、この間も新型インフルエンザで脳症を発症したというお子さんもいるというような報道もございましたので、気を付けなければならないのかと思いますが、ただ、子どもに対するインフルエンザの予防接種は、任意ということで国に定められておりまして、学童の接種については、昭和37年から平成6年位までは予防接種をしていたのですが、いろいろ問題があるということで、その接種が定期的予防接種から任意接種にされたという経過もございまして、果たしてそこに公費を投入するのがどうなのかということもあります。その時の経過を何点かお話させていただきたいと思いますが、まず、元々は有効性、安全性の点で問題があるということです。それから社会全体のインフルエンザ流行を防ぐために、子どもにワクチン接種を強制することが人権問題ではないのかということです。それから子どもにワクチンを接種しても、社会における流行は防げない。自己責任ではないのかということです。それからインフルエンザで重症化することは、本当に脳症も含めてそのようなのですが、稀ではないかということです。そのようないろいろな理由がございまして、今、そのようなことがやはりクリアされないうちは、子どもに接種するということがどうなのかということもあり、やはり慎重な対応が必要なのかというように考えてございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 分かりました。今、高齢者の方にはそのような助成があるようですが、保護者の方は、単にインフルエンザのワクチンの接種料の負担のことを言っているのかもしれませんが、その辺、中身的にもやはり町民に対して周知し、ワクチンがこういうこともあるのだということも、これから新型インフルエンザがどのような形で冬に向かって猛威を振るっていくかまだ分かりませんが、広報において、その辺のことを町民の方に広く周知していただきたいと思えます。

次の問題を質問いたします。

2番目には、子育て支援センターの方向性と具体化の確認についてです。

6月の定例会で私が質問しましたが「子育て支援センター」の進捗状況を伺いましたが、その後、先進地である熊取町の2人の講師を招いて研修会を開いたり、保護者との意見交換なども行っていますが、いまだ広く町民にはその内容が詳しく示されていないので、現時点での方向性や具体的内容と今後の計画を示して欲しいと思えます。

1つ目に、来春開設に向けて、重点目標である「5つの機能」をどのように具体化する考えか。

2つ目に、センターの役割として「子育ての窓口」の強化が重要と思うが、どう考えるか。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 子育て支援センターの方向性と具体化につきまして、大きく2点のお尋ねをいただきましたので、お答えします。

まず、1点目の来春開設に向けて、重点目標である「5つの機能」をどのように具体化する考えなのかについてのお尋ねですが、先の定例会で「5つの機能」として「子育て支援機能」「子育て相談・情報提供機能」「子育て発達支援機能」「子育て学習機能」「一時預かり機能」を柱として、計画を進めていることを申し上げたところでございます。その後、議員からもご発言がありましたように、子育て支援の先進地であります大阪府熊取町から講師を招いての講演会を開催したり、貴重なご意見、提言を拝聴したところでございます。

また「5つの機能」を具体化するため、町内の子育てに係わる9団体の代表者三役との意見交換会をはじめとして、町内で熱心に活動されている子育てサークルとの話し合いを行ったところであります。いずれにしましても「5つの機能」を総合的に備えた運営と各事業のプログラムを具体化してまいりたいと考えているところでございます。

今後につきましても、町民の皆様には「子育て支援センター」の概要をお知らせすると共に広く町民の皆様へ意見を求めながら、町民の期待に応える「子育て支援センター」開設に向けて準備を進めてまいります。

また、子育て支援センター職員の配置につきましては、これまでの意見交換会などの意見を大切に、子育ての悩みに熱心で親身になって相談にのってくれ、専門的指導力を兼ね備え、さらに各学校や発達支援センターなどの関係機関などとの連携をはかれる人材を検討してまいりたいと思います。

次に2点目の「子育て窓口の強化が重要でないか」とのお尋ねですが、子育て支援センターは、子育てに悩みを抱える保護者の相談窓口となり、日常的に各学校関係者や保健師、保育士など町職員や関係機関、団体との連携も図っていかねばなりません。

また、子育てに係わる情報の収集や提供及び管理の一元的な対応など、新たなる子育て関係者、機関による協議会などの設立も検討しなければなりません。状況によっては来春の開設がいくぶん遅れても、町民のご期待に適切に応えることができる「子育て支援センター」開設を目指しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 7月17日に熊取町の山本先生と市原先生の子育て支援センター開設に向けてというテーマの講演会が開かれました。その中で出席者43名の中、約半数の方は、教育に関係した方たちが多かったのです。直接、関係ないのかもしれませんが、8月7日に発達障害の子どもについての講演会が竹田契一先生というのがあり、それも割と同じような人たちが聞きに行っていたと思うのですが93名の出席者の中64%で、教育関係者が多かったのです。この子育て支援センターも発達障害の子どもをもっている親にしてみれば、子育て支援センターには、すごく期待している部分がありまして、一度、河端議員と私が親に招かれ、事務長も含めて話し合いをした時に「5つの機能」の中の「子育て発達支援」という項目あります。私は、最近気付いたのですが、この「子育て発達支援」という機能が誤解されていたのではないのかと思いました。その時は、その項目の中に「子育て発達支援」があるから、発達障害を持っている子どもの親たちは、支援センターで何かしてくれるのではないかと考えていました。要するに、訓子府町の場合は、保育

園、幼稚園、小学校と支援員をつけてくれたり、とても障がい児に向けた施策をきちんとやっていますが、放課後の対策が今のところ何もないので、そのお母さんたちが放課後の対策として、支援センターに何かとても大きな期待を寄せていたらしく、私自身もこの「発達支援」という言葉で勘違いしていた部分があったのですよ。それで今改めて発達支援の機能というのは、どのようなことを目指しているのか。いまひとつ伺いいたします。

それから、施設をいろいろ変えてなど町長は前回言われていましたが、施設の活用法としては、どのようなことを考えているのか。その2点お尋ねします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 幼児、子どもの教育総体でとらえていかなければならない考え方というように、私自身もおさえております。実は、発達障害の持っている子どもが、行っているのは「きらり」といって、北見市の今、財務局のあった施設に移転あるいは新設する予定ですが、私どもの子どもたちもそこに行き、適切な専門指導員と指導機関によって、アドバイスを得たりあるいは保育を行っているという状況でございます。私がここで「5つの機能」というのは、一般的に厚生労働省で言っている「子育て支援センター」というのは、家庭内保育をやっている子どもたちと親に対する遊びの指導や相談を主たる目的として、補助金などの施策をされているのが一般的にいう発達支援センターという考え方でありまして。私はそのような狭い発達支援センターではなくて、幼児期から学童も含めた子育て支援を考えるべきではないのかと考えている。その中で現在、行政が行っている子育て支援機能、それから一時預かり、これはボランティア的なものもございまして、それから発達相談、情報提供、子育ての学習機能を含めて、総体としてとらえながら子育て支援、相談をしていくという施設あるいは運営が大事ではないのかという議論を保育士やあるいは保健師としてきているところでございます。ただ、西山議員が言われるように、確かに、発達障害を持った学童の放課後については、私どものところは、今のところ具体的な保育等はございません。一部、児童生活館で受け入れたりとかということはあるんですが、しかし、制度としてそのようなものはございませんし、社会教育で行っている「竹の子クラブ」についてもそのようなものではない。ある意味では、発達障害を持ったお子さんの親たちが、そこに期待したというのはよく理解できます。その方たちにも、私は申しましたが、まずは、幼児、乳児も入れて構いませんが、乳幼児期を持っている子どもたちに対する支援からスタートさせてほしいという話をしているところです。近い将来というか将来的に学童も視野に入れなければいけない。もっと言うならば、児童生活館や竹の子クラブ等々も含めた一元的な放課後の子どもたちの生活をどうしていかなければいけないのかということを行行政的な課題として、検討していかなければならない。ただここで実施したいのは、発達相談、それから来る子どもたちも含めたファイル化、カルテ、情報をきっちり学校等にも伝えていく。あるいは議論をしていく、検討していく。あるいは子どもの成長の発達を長期的なスパンの中で見つめていくようなことから、まずスタートする必要があるのではないのかということなんです。

それから、発達相談の関係で言いますと限られますが、特定の曜日に時間を設定して、保育士や保健師の発達相談あるいは状況によっては「きらり」の指導員に来ていただいたり、作業療法士等の助言をいただくことも将来的には考えていかなければならないというように感じております。

しかし、基本的には、全ての子どもが、保育園、幼稚園に入る体制を訓子府はきちんとしていく。そして、ハンデ、発達障害を持った方は「きらり」に責任を持って、私どももいくぶんの負担をしながら入所していただく。

また、グレーの部分がございしますが、それらを含めて、この「子育て支援センター」と「きらり」等あるいは学校との連携を私は日常的にしていくところからスタートするというのが、この「子育て支援センター」の基本的な考え方というようにおさえております。

そして、さらに、施設的には今、あさひ保育園は12名か13名の子どもたちが通園してございます。これは3歳児で日々保育に欠けない子どもたちでございます。ご存じのとおり、西山議員も保育士の経験がございしますから、保育は集团的に異年齢集団の集团的な保育の中で子どもの発達を保障するというのが、まず基本のベースではないのかと思っております。そう考えますと町内には過去7カ所ほどあった保育所が、子どもが少なくなってきたということもありますが、全ての子どもがある意味では、同じ環境の中で適切な保育環境を保障するというので、あさひ保育園を統合し、保育所を1箇所にしていくという考え方でございます。

もう1つは、今使っているあさひ保育園の保育所を改造、改修し、そして、先ほど言いましたような発達相談も含め、子どもたちの遊び等あるいは親の子育て相談等も応えていけるような施設にいくぶんの開設を開始しながら、前に進めていきたいと考えています。

ただ、あさひ保育園というよりも常設保育所の議決をいただきました後には、これは常設保育園を改修している時、あさひ保育園も一部、現時点では使わせてもらうということも、これは当然起きてきますので、そう考えますと来春の4月開設というのは、少し難しいということもございしますから、まずは、保育園の体制をきちんと教育委員会を中心あるいは幼稚園、保育園を中心にとっていただきながら、早い時期に子育て支援センターの改修、そして開設を進めていきたいと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） よく分かりました。町長の今のお話ですと例えば、開設がいくぶん遅れたにせよ開設した時点で、その「5つの機能」を一応町民に周知します。その後やはり状況を見ながら変えていく、変わっていくという可能性があるというように受け取ってよろしいでしょうか。

それと2つ目の窓口の強化なのですが、これもまた下川町に行った時、私その職員のスペシャリストということで、とても良い刺激をもらったのですが、下川町にミスターバイオマスと呼ばれる方がおり、ヤナギのことなら彼に聞いたら何でも答えられると町長や議長が言っていたのですが、やはりこれから自治体の職員も全体を見れるということももちろん大切ですが、やはりスペシャリストを何人が置くということも1つの町を活気づけたり職員のやる気を起こしたり、特長付けるためにも必要なかと思いました。先ほど申しましたお母さんたちと事務長も含めた話し合いの中で、菅野事務長がものすごく切望されたのです。菅野事務長ぜひ窓口になってくださいと言われ、菅野事務長もすごく戸惑っておりましたが、まず、一番大事なことは、その窓口があるとしたら、話がしやすい人、それから自分たちの話をよく聞いてくれる人、そしていろいろな子どもがいます。特に、この間、学んだ発達障害に関しては、いくら聞いても、この子はこうだなんて、とても私たちには判断できません。その面で沢山の情報を持っている人、他との連携をスムーズに運

んでくれ柔軟性のある方、そして、一番大事なのが責任感のある方です。これは私が考えた項目なのですが、そのスペシャリストをぜひ支援センターの窓口として置いてくだされば、いろいろな事情の親も積極的に話せる人とそうでない人とかいろいろな方がいるので、やはり悩みを抱えた時に、あそこ行けば聞いてくるというようなセンターになってくれればどんなに嬉しいかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町民に広く周知していうということも、これは今、10月14日と15日に私自身がその場で今、西山議員から質問のあったことも含めてお答えしたり、私どもの考え方を伝えていく。そしてまた、新たな提案がありましたら、それを取り入れながら、できるだけ町民のご期待に応えられるような開設に来年はしていきたいということでございますし、当然、全てやってほしいと言われても限界がありますので、あまた整理しなければならないことが沢山ございますから、少しずつ実態の運動といいましょうか運営の中で、そのご期待に応えていくようなことにしていくという柔軟性を持ちながら執行してまいりたいと考えているところでございます。

それから職員に対し、大変欲張りなご意見をいただきましたが、そのようなご期待に応えられるような職員を配置していきたいと思いますが、1つだけご理解いただかなければならないのは、確かにその願いは親の願いでございます。

しかし、基本的には、職員も父母も一緒になり、自己形成というのか自分自身をつくっていくということと育てるということも含めて、それでなければ今、西山議員が言われたスーパーマンのような、なかなかこういう人というのは難しいことでございますから、その姿勢を持ちながら何とかご期待に応えられるような職員を皆さんと共に育てていきたいというのが本当のところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 分かりました。若いお母さんの話の中では、子育て支援センターとは何という、その程度の情報しか、いただいていないお母さんたちもいるということです。これから、開設に向けて取り組むよりも、もっと充実した内容で、その時々に取り組む過程を分かりやすく、ぜひ町民の方に知らせて欲しいと思います。

そして、例えば、発達障害のとてもいい講演だったのですが、このことを今、訓子府町が一生懸命、誠意を入れて取り組んでいても町民の方にどこまでその情報が伝わっているか。例えば、このような良い講演があったのならば、これは教育委員会のほうにお願いしたいのですが、ぜひ、その講演の内容もきちんと参加できない方も沢山いますので、一般の方に分かりやすく知らせて欲しい。そんなことを思います。それで、町ぐるみで子どもを育てていくという、これからの姿勢がいろいろな協働のまちづくりにもつながっていくのではないかと思います。お母さんたちが孤立してしまうという怖さは、あの人の子どもは何てしつけが悪いのだろうなど、まちの中でただやみくもに走ってってしまう子どもたちを見て、そのような批判を受けるお母さんたちのつらさもありますので、地域ぐるみ、町ぐるみで、やはり全ての子どもたちを見守っていくという姿勢を職員の努力によって、ある程度までできると思うので、その辺よろしく願います。

お答えいただきます。すみません。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 発達支援の研修会、講演会をお受けになられてのご意見をいただきましたが、言われるとおり町民全体が何をする場合でも、町民の考え方、ニーズに沿って行政は仕事をすべきだと思いますので、そのように教育委員会だけではなく、行政全体がこれからも努力していくべきだと思っておりますし、子育て支援センターもその部署だけの仕事ということではなくて、当然、子どもに関する訳ですから、一元的な教育、福祉との関わりの中で、町民目線に立って対応していかなければならないと認識しております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） これで質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで、3時15分まで休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、一般質問を継続いたします。

次は、9番、上原豊茂君の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。今日はこの後の日程等もありますので、できるだけスムーズな一般質問とし、短時間で進めてまいりたいと思えますので、答弁のほうもそのようによろしく願いいたします。

それでは、私は通告書に従いまして「自律のまちづくり」今後の課題と対策ということで、町長に質問をしたいと思えます。

国の経済が低迷し続け、さらには先の国政選挙において、体制の変化が起きたが、国民の生活に対する不安は、旧態依然としたままであります。地方の疲弊^{ひへい}が直ちに解消される訳ではありません。

平成の大合併の中で、訓子府町が民意として自立の道を歩み始めて、5年の歳月が過ぎようとしています。

今、平成の大合併についての分析評価も行われ報告書も出される状況にあります。

住民の中では、まだ合併についての話題が出てきますが、町民の選択した自立の行政運営を受けて立った菊池町長は、あえて「自律」いわゆる律するほうの「自律」の字句をもって、その道標として自治体運営の方針を示してきたところです。

しかし、まだこの方向に町民・町職員が一体となって、動き出している状況にはないと私は認識しています。

町の現状からすると、この歩みを少し速める取り組みが大切だと思います。以前も申し上げていますが、この取り組みには、相当な時間と大きなエネルギーが必要だと受け止めています。「自立のまちづくり」の進捗状況を確認しながら、これからの対応を模索する必要があるとの観点から町長の所見を伺いたいと思えます。

以下、4点ほどありますが、1点目、職員体制充実の必要性についてであります。

2点目は、町民・町職員の活性化。いわゆる施策への参加、また発想提言等についてで

あります。

3点目は、前段、工藤議員からも出ておりましたが、臨時交付金活用効果の目指すところについてであります。これについては、もし、重複するような点については、割愛していただきたいと思います。

4点目は、まちの情報発信・その他とありますが、幅広い視点から見解を求めたいと思います。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、自律のまちづくり今後の課題と対策についてお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

ただ、議員の質問にある具体的な項目の「職員の体制の充実の必要性」「町民・町職員の活性化」「臨時交付金活用効果」あるいは「まちの情報発信」についての中身の問題で、議員が求めていることが、まだ私自身の中で、計り知れない部分がございますので、答弁としてのがはずれているかもしれませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。

まず1つ目の「職員体制充実の必要性」についてですが、前段でご説明がありましたように、自らを律する「自律」という言葉を使った意味合いは、いわゆるまちづくりの柱となる自治体運営そのものを「まず自分たちの力」でという方向付けを示していることで、まちづくりを進める前段、つまり土台づくりの段階であるということだと考えております。町全体が自ら立つという真の自立に向かうためには、この自ら律するという土台をより強固なものとした上で、より一層町民、地域、職員さらに町全体が「協働」と言う意識を自覚し共有しながら進んでいかなければならないと認識しており、その意識が醸成されて初めて「真の自立」へと向かうことと考えているところでございます。意識の共有のための取り組みには、長い時間とエネルギーを必要とすることは、議員ご指摘のとおりであり、現在は自ら律する「自律」から自ら立つ「自立」へのスタートを切ったところであると考えております。

そう言った意味で、職員体制の人的な部分で考えますと現下の厳しい行財政事情のもとで、事業毎に職員を配置することは、現職員数では難しい状況ですが、まちづくりを町民と一緒に進めるためには、必ずしも職員の人数が多い少ないだけで決まるものではないと考えているところでございます。

最終的には、組織としての管理体制はもちろんのことですが、職員個々の意識の持ち方が大きなポイントになると考えます。

しかし、個々の意識というのが非常に難しい問題でありまして、年齢層により考え方には大きな隔たりが感じられる場面もありますが、これは必ずしも若い職員の考え方や行動を否定するものでなく、逆に活かしていくことを考える必要もございます。

ただし、その考え方や行動で年齢に関係なく共通して持たなければならないのは、ただ一点「住民の立場に立つ」ということを個々の意識の深層に刷り込み、日々の活動に向かうことではないかと思えます。

そのためには、職員の研修を含めて人材の育成を長い時間をかけて進めていかなければならないと考えております。もちろん私を始め、職員の努力、さらには議員の皆様のご指導は不可欠になりますのでさらなるご協力をお願いするものでございます。

2つ目の「町民・町職員の活性化（施策への参加・発想・提言など）」についてですが、まちづくりへの町民の参加については、まちづくり委員会や夜間町長室、ふるさと懇談会などあらゆる機会を通じ、直接または間接的に町民の意見を聞く場を設けております。必ずしも参加者が多いとは言えませんが、こういった機会を大事にして地道に根気よく続けていく必要性を感じておりますので、ぜひ多くの方の参加をお願いするものでございます。

職員においても、前段でご説明しましたように「町民の立場に立って」という意識を高めるため、町民が今何を求めているのか、どんな意見を持っているのかなど、地域の様々な課題発見と把握に努め、担当する業務のさらなる政策提案の参考とするため、各種事業やまちづくり委員会の傍聴、地域担当制度などに積極的な参加を求めているところでございます。

今後も様々な機会の中で、町民や職員の町に対する積極的な意見や提言などをいただきたいと思っております。

3つ目の「臨時交付金活用効果の目指すところ」についてであります。昨年度から2年続けて地域活性化対策として交付されてきた交付金につきましては、福祉・教育環境の充実、商店街の活性化、地元業者の受注機会に配慮した経済の活性化など、地域活性化を図るために活用するとともに、後年度事業を前倒しして交付金を充当し、当該事業に使う予定であった一般財源を基金造成あるいは後年度の施策推進に要する財源に充てるなど、自立に向けた財政基盤強化にも役立てていきたいと考えております。

4つ目の「まちの情報発信・その他」についてですが、町民のまちづくり参加には、情報を数多く発信することが必要であり、情報の公開と共有がまちづくりへの「町民参画」と「協働」の意識につながり、情報発信をなくして真のまちづくりはできないと思っております。

このようなことから、各種制度の内容やまちづくり委員会の状況、夜間町長室、ふるさと懇談会など、広報やまちからのお知らせなどを通じ町民の皆様にお知らせしてきているところです。

以前から、議員の皆様からも「情報の発信が少ない」あるいは「わかりにくい」などのご指摘をされてきておりますので、町の広報やお知らせなど、必要とする情報の発信はこまめに、そしてできるだけ町民にとってわかりやすくしているつもりではございますが、なお、お気づきの点などがございましたら、引き続きご指導等をお願いするところでございます。

以上、ご質問のありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 非常に不親切な通告書で申し訳ないというように思いますが、大して的外さないで、ご回答をいただきました。ありがとうございます。それで先ほども町長の回答の中にありましたが、少ない人数でいままでの健全化対策等も含め、人件費の削減等々で極めて少ない人数で状況を乗り越えていることだということのように思います。私は今、町長が言われたように職員の意識をどうもつのかということが、ある意味では大きなポイントになるかと思っております。そのような意味では今、町長が回答していただいたよう

に町民の住民の立場に立つということ念頭において、これからもさらに充実した職員としての仕事を全うしていただきたいと思います。それで、少し視点を変え質問をしてみたいと思いますが、現在の人数では十分でないということは、町長の口からも今語られたところでもあります。前段の町長からの行政報告も含めまして、国の政権交代ということもあります。非常に今まで以上にいろいろな情報伝達、収集という面での混乱が起きるのではないかと思う訳であります。その点からしますと職員の対応に余裕がなければ、なかなか難しいと考えたところでもあります。その意味で、もう少し人的な要員の余裕を考えるべきではないのかというのが私の考えであります。その点で当然、前段の議員の質問の中でも回答として出てきましたが、職員の質向上のための対策等々も考えていかなければならないという町長の考えも示されたというように認識しております。その点からしますとなおのこと人件費にあまりこだわり過ぎて、いろいろな情報の収集、また施策の展開等について、遅れをとることはいかなものかというように考えるところでもあります。その意味で今後、人的な体制強化、増員も含めた対策が必要だと私は思いますが、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思ひますし、時間の関係も言いましたので、まとめて次の件も質問いたしますが、各種の分野で、情報収集というのは強調する課題と思ひます。福祉、産業、教育といろいろあるとは思ひますが、今、とりわけ私は、産建に席をおいていますが、前段の産建の所管事務調査での職員とのやり取りの中で、JAきたみらいが機構改革をした。そのことで非常に例えば、産業部門、いわゆる基幹産業である農業の情報収集、国の施策に対する情報収集がスムーズにいかないのだということでもあります。今までどちらかというところある程度主体性を持たせたいろいろな情報収集の対応をしてきたと私は見ておりますが、それらについてもなかなか整理できない。割り振りが今までとは違うという話が出ておりました。そういうところからしましても、先ほど申し上げましたように人的な職員の体制強化また専門的な知識の積み重ねも含めまして、体制をさらに検討する必要があるかと思ひますが、その辺についての考えを伺いたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1点目にありますように職員の意識の向上もさることながら人件費にあまりこだわり過ぎて仕事の執行が大変難しいのではないのかと思ひます。その点では人員増強をしなければいけないのではないのかと思ひます。これは行政改革の中でもあるいは財政健全化戦略プラン等々も含め、人件費のことでお話をしています。今、一般職、幼保を除く、消防、長期臨時含めて、大体95、6名で消防を除いてです。推移していくという数字を明確にさせていただきます。かつては120数名いた時代から、およそ30名近い職員減を図ってまいりましたが、いずれにしても私が町長になってから、やはり若い人がいない職場ということに対し、何とかしていかなくてはいけないということで数名ずつ増員し、95名というところまできておりますので、ぜひ退職者の補充をこれからは継続的にその95名のラインを維持しながら退職者の補充をしていきたい。それからもう1点になりますが、私自身、感じているのは、専門職の高齢化の問題であります。例えば、建設課、これは建設土木、それから社会教育の司書あるいは社教主事等の専門職の構成年齢が40代後半、50代になってきているということでございますから、そういう点でいきますとしかも係長が1人でというのも多い課があります。これは定数も加味しながら、その点では、専門的な技術や知識をもったスペシャリストをどのように採用していくかとい

うことももう一方の課題ではございますので、その点でいくと私は95名のラインにこだわりながらも、もう一步、検討していかなければならない時にきているのではないかと思いますので、それは次年度以降あるいは私が4年間を終え整理した段階で、あるいは提案を新たにしていかなければならないと感じているところでございます。

それから、2点目の農業関係でございます。先般、農協組合長あるいは専務理事も含めて、2、3日前の先週の末に私のところに、低温の被害に対する補償関係の相談でまいりました。そこでもその話はもちろんでございますが、組合長にお話したのは、農協のスタンスがかなり政治的な中立性の問題も含め、これから相当厳しい状況になる。それから省庁に関して、例えば、農水省に対する基盤整備事業も従来型のようにいくかということは非常に難しい。これはやはり行政も経済団体も一緒になり、関連省庁やあるいは議員等へ働きかけをきちんとやっていかないとだめではないのか。それから町村会レベルでいいますと私は、今、農林水産専門委員会の副委員長をやらせていただいておりますので、農水省の政策提案をする課長補佐等の人たちをそのようなところにも呼んだりし、職員も話を聞いてもらったり、あるいは町村長たちもその意味での地域の声をやはり省庁にきちんと届けるということを一層やっていかなければならないのではないかとということも含め、これは私だけではなくて職員も含めです。その点でいくと農協は立場上のこともございますから難しい面もございますので、経済団体と一緒に、農協職員、うちの職員も含めて、さらにこれらの情報収集についても強化していかなければならないという認識にたっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま、回答の中で町長から人のつながりの中での政策提案、職員のその職員を呼んでの学習という発言もございました。非常に情報収集も含めていろいろ職員の体制強化という意味では、人と人のつながりをどうとっていくのかと。どのようもっていくのかというのが極めて大きな意味をもってくるのではないかと思う訳であります。そのような意味では、ここに説明員として出席されている職員もさることながら以下の若い職員もそのような意識をもっての自分を高めるという努力をしていただきたいと思ひますし、ぜひ、その意味での首長としての指導、助言を続けていただきたいと考えております。

それでは、次の2番目の「町民・町職員の活性化」の関係であります。先ほどの町長の回答の中にもありましたように、まちづくり委員会、また夜間町長室、ふるさと懇談会等々様々な集まりをもちながら、その中で町民の意見を収集する。また、職員の学習も個々の努力により、行っていくのだということですが、地域担当制度等々も含めて方向が変わってきているというように思います。

しかし、それらの取り組みについては、評価する訳ではありますが、まちづくり委員会等も先般の広報等に最終的といいますか、中段でといいますか、委員会としての提言があったとは言いながら、まだまだ町民がその思いを行政に伝えるという点でいいますと極めて低い位置でないかと考えております。その点からすると先ほどの回答にもありましたように、地域担当制度の体制をとっているという点でいいますと今までの町の風習からしますと職員に対する中傷誹謗等々も多々ある訳で、非常にその点を気にすると動きにくいと思ひますが、見ていますと場面によっては、非常に職員が町民の中に入っていることが重宝

されていることも耳にします。その点から、ぜひ、ここの部分をさらに強化していく。例えば、いろいろな意味で制限をしている訳です。例えば、冠婚葬祭での制限等々がありますが、ある意味では非常に職員にとっては辛いことかもしれませんが、その場だからこそ得られる自然体の町民の声というのもあると思う訳です。その意味で、その1つの制限を撤廃しながら、ぜひ、職員個々が積極的に町民の中に入って行く。その体制強化をするという考え方を持っているのかどうか。その辺についての町長の判断をお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 非常に分かりやすい質問でありながらも、非常に厳しいご質問をいただいている中身でございます。町長といえども指示、命令をする内容になじむ部分とそうでない部分もあるのは、議員は百も承知の上でご質問されているのではないかと思います。答弁になっているか分かりませんが、3つほど出ましたので、私の考え方を述べさせていただきます。

1つは、先ほどの質問にも関連しますが、人と人との関わりがものすごく大事ではないのか。全くそのとおりであります。実際にこの2年間、町政を担当し、私は、フットワークの良い町長ということで、1人であっちこっちに出かけて、省庁や北海道を出ていき、そして、いろいろな要望やあるいはいろいろなキャリアも含めた人たちと話をしますが、しかし、これは所詮1人のやり成す技でございますから、これは限界がございます。今、総務課長にも相談をしながら次年度以降、職員の旅費の問題を検討する考えをもっています。無駄な旅費は省くのは当然でございますが、少なくとも補助申請やあるいは道職員や各省庁職員との交流等を含めた情報収集等を含め一定枠の旅費の設定もそろそろやらなければ人材が枯渇する。すなわち町長が人材を知っていても職員個々が、やはり分からないというのは、やはり全体としてはマイナスではないのかということも含めて、これは解決していかなければならない。当然、今、町村会の中で新任者研修あるいは2年目の職員の研修があります。これも全部日帰りな訳です。これも町村会でもいろいろ意見が出て、酒を飲んで上司の悪口も含め、それぞれ情報交換するということの大事さは皆分かっておりまして、町村長もこれはやはり泊まるということをしなればならないのではないのかということも出ておりますので、ここの点についても次年度以降の予算措置の中で慎重に検討してまいりたいというのが1点目であります。今、総務課長から訂正がありました。初任者は今年度から認めさせていただくということで、1泊で近隣町村との交流をしていただくということでございます。

それから2点目の職員の意識の問題であります。これは、まちづくりアドバイザーの河合博司教授の指摘事項としてご理解いただきたいのですが、住民がまちづくりに参画するということは正しい。もっと大事なことは職員がまず参画する。住民と共に参画することがなかなか訓子府町には見えにくいというご指摘がございます。担当している職員が、まちづくりについて、それぞれの課を超えて住民が協議あるいは相談しているところに一緒に参画し、職員自身がどのように躍ったらいいのか。住民にやれやれとはいいいながらも、職員自身がどうすればいいのかというところが、職員自身もなかなか分からないという意見を聞かせていただきました。改めて住民と共にすることの難しさを良い悪いは別にしましても、今日においては、やはりあるということから考えますと先ほど言いましたように私

は地域担当職員制度というのをもっと積極的に地域と関わっていただきたいということが願っています。これは何度もお話しするように町長が命令でやるのが本当に気持ちの通じ合ったことになるのか。私自身の考えとして迷いもございます。除々に浸透してきておりますが、議員の言われているとおり一層このことについても、職員と意欲的にこの仕事が深まるように努力してまいりたいと思います。

3点目であります。関連して総体的に私は、北海道新聞の180市町村のアンケートにも答えておりますし、来週、道職員の職員組合で道庁職員のまちづくりに参加に対する市町村長を代表してのパネラーとして登場して欲しいという要請を私は受けることにいたしました。道職員にも申し上げようと思っておりますが、先ほど冒頭議会の開会で申し上げました単なる批評や評論家的な職員であってはならないということは、住民自身も含めて当然でございます。私は自治体職員、これは市町村職員も都道府県職員も含めてですが、現状の課題をどう把握するのか。すなわち道民が町民が何を考え、今の課題は何かということとをきっちり向き合えるという課題を発見といいますか課題をとらえる力量をどのようにするのかということが、私は公務員の大事な部分の1点であります。

もう1つは、それを政策化する。国、省庁が行った政策に対し是非や、利用するだけではなくて、自ら政策能力を身に付けていくということが、これからはものすごく大事だということを感じているところでございます。その点でいいますとうちの職員は、非常に努力しているということは、私自身が認めているところですが、いっそうそれぞれのセクション、教育やあるいは福祉、産業等において、それぞれの提案を私は期待するところではないかなと思いますので、その点でいいますと議員がご質問で職員に期待するところのあるいは情報等も含めた基本的な考え方として、私も感じているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 私が質問したことをさらに踏み込んで、町長の考え方を示していただきました。その点では、職員の姿勢等々については同感であります。私も町民の活発な発想、提言等が行われるようになるためには、職員がその牽引力にならなければならないというように思います。町長が言われるように私的な活動に対し、町長が自ら指示することは非常に難しい。それは常日頃から公言していることですから、私もそれなりに理解しております。

しかし、ここであえてここでそのことを言った意味は、そのことを職員自体に理解して欲しいというように思います。今、皆さんが、職員がどれだけ自分たちのもっているものを活かせるのか。それが訓子府町の将来をどこに向かえるのかということに直結しているというように私は思っております。まだまだ職員の潜在能力というのが発揮されていないと私はみております。それは、それぞれの立場にあまりにも固執するといいますか、例えば、係の職員ですと係長は課長に気を使ったり、町長に課長が気を使ったりという状況がまだまだあるのではないのか。もう今やそのような状況ではないというように思う訳です。このようなことを言っても私が町長ではないわけですから、菊池町長が若い者、また課長が生意気な提言をしたら、それをそっくりそのまま黙って受け入れてくれるかどうかは分かりません。

しかし、町長が目指しているまちづくりという観点からしますとそこを超えなければ、

うちのまちの未来は明るくならないというように思います。これは、前段、西山議員が発言しておりましたが、下川町に私も議員としての研修に参加させていただきました。その中で、下川町が壁にぶち当たった時、その壁を越える起爆剤になったのが、係長クラスの提言なのです。若い職員の発想、提言なのです。そのように明確に町長は、元職員でしたので、発言をしておりました。議長も同様な言い方をしておりました。まさにそこだと思ふのです。私のように還暦を迎えた人間というのは、それなりに凝り固まった発想、提言しかできない。

しかし、若い人たちは、全く我々の世代と違うところから状況を分析し、方向を展開していくということができると思う訳です。その意味では、ここに列席の説明員の皆さんは、その部下の職員たちの発言を引き出すような努力をして欲しい。それが町長まで届くようなパイプ役になってもらえれば、うちの町が変わるのではないかと私に思ふ訳であります。その意味で、今、うちの町の体制の中で若手の職員、係長クラス、またそれ以下の若手の職員の発想、提言が町長の耳に届くような体制があるのかどうか。その辺について、町長の見解をお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 下川町の安西町長が言っている係長の時代というのは、このような人たちの時代であります。今の若い職員を、私は言い悪いを言っているのではない。自分の子どもや農業青年や後継者たちをみても我々の世代や今、総務課長の年代と比較して、自己主張をきちんとする世代かと言うと非常に難しい問題あります。制度的にあるから意見を言ってくれるかどうかということよりも非常に頭の良い若手職員ですから、だまって聞いているし、そしてきちんとそつなくやりますが、そこを超えて例えば上司にそれは、違いますとかあるいは上司が押さえつけている上司、今の上司は、僕が入ったところの役場からするとそのような課長職は、まずこう見てもいないです。その点でいくと議員の言われるとおり全くそのとおりなのですが、しかし、全国的に見ても今の子どもたち、若手職員の生きてきた世代の中で、自らを発想し、自ら主張し、自らが変革者となっていくような育てられ方がある意味では時代的にしてこなかった。その点では非常に難しいものがあります。

しかし、今言われるとおり課長たちも非常に苦労していると思いますが、私なんかは、逆に言うところ「怒りつけれ」とよく言ってしまうのですが、「町長怒ってしまうともう言わなくなる」「職場に来なくなるのではないのか」という心配も含めてあります。そのようなことまで、非常にデリケートに心の問題も含め今、私たちの時代とは異なっており、心の病の研修会を総務課が1年に何度も行うことはありませんでした。例えば、近隣市町村では、休職の中に、心の病で休んでいる方が沢山あります。幸いにして、うちの町はまだ職員としてはおりませんが、是非は別として、それほど非常にデリカシーのある若き職員たちの時代でございますので、これらも十分配慮しながら、私も含めて若い人たちの発案を伸ばせるような努力をこれからもしてまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、若手職員に対する見方という点で、町長の発言がございましたが、ある意味では、私も同じような見方もしていない訳ではありません。

しかし、この職員たちが大きく成長してくれないと訓子府の未来はないのです。その意

味でやはり若い職員の発想、提言がまちづくりの原動力になるのだというところをどこかでつくり上げていく。そのことのきっかけをどこかでつくってもらうということが大切だと思います。その意味では、上げたり下げたりで後から叱られそうですが、十分に実績を積んだ職員たちのこれからのまちづくりと職員の育成に向けて、どのように努力していくのか期待される場所だと思います。年齢を問わずして、職員の個性が実際に評価され、まちづくりに活かされていくということが、この訓子府町に対する愛着、さらなる次の職員個々の活動を活発化させる。そのこと自体が訓子府まちの全体の活性化につながっていくだろうと思うわけです。前段で申し上げましたように、ややもすると町民は、職員の給料が高いということから始まり、誹謗中傷を重ねるということが、まま見受けられます。

しかし、そのような町民ばかりではないということもしっかりと受け止めながら、最終的には町長が職員の後始末、しりぬぐいをするのだから自信を持って動けるような体制づくりを町長として、これからさらに強化して欲しいと思いますが、それについての町長の考えはいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長、少々お待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

引き続き、一般質問を行います。

町長。

町長（菊池一春君） 非常に難度の高いご質問であります。鋭意努力してまいります。

また、議員の皆様にも職員を育てるということも含め、お力添えを賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） その辺について、ぜひ、前向きといえますか実のある対応を求めたいというように思っております。

3点目の臨時交付金の活用効果の目指すところについてであります。この件については、前段の工藤議員の一般質問の中で、るる回答されており、重複いたしますが、今回の臨時交付金3億7,794万5,000円、さらには今後、公共投資、交付金として見込まれている5,300万円、しめて4億3,000万円強があります。前段の回答にもありましたが、それぞれ前倒しで事業をやり、教育、福祉とかその辺についての効果を出していくのだということでありましたが、私はこの臨時交付金を使っての効果、いわゆる事業前倒しで、これは工藤議員の時にも回答がありましたが、事業前倒した効果というのは、財政上の効果として出てきております。

しかし、町民に向けて、町民がこれとは感じられるような状況にはまだないだろうと思っております。1つあるのは、例えば、基金として積み上げていくものに対して、一定の町民の理解を得られるような提示をしていく。このようなどころにこのように使うのだという具体的な提案をする必要があるのではないかと思います。そのことにより、町民も力が湧い

てきますし、また、いろいろ町としての問い掛けに対しても、積極的な取り組みが生まれてくるのではないかと思います。そのように具体的な方向を示すということは、考えているのかどうかお示しいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほど工藤議員からも質問がありまして、交付税と臨時対策債を含めて、かなり前年度と比較して良い状況ではないのかという質問でございました。それらに対しては有効に使わせていただき、そして財政の一層の健全化を図っていきたいということでもあります。しかし、ベースには基金の取崩しが全くないかと言ったらそんなことはないであります。依然として財政状況というのは、大変厳しいというのは紛れもない事実であります。ただ、政策的に基金を積み上げていく。そして、それをソフト面、福祉や教育等を含めた、ハードだけではなくて、そのようなものにもある意味では、ルールづくりが必要ではないのかということでございます。これはまちづくり委員会等の質問にもお答えしましたが、ある意味では、予算対応の仕方等を含めて、町民参画の中で、このことも含め検討していかなければならない。と申しますのは、以前からお話がありますように、一方では道路をつくれ。一方では基盤整備事業が必要だ。一方ではそんなに金をかける必要もないのではないのかなど、いろいろな議論が、ご存じのとおりありますから、これらはやはり議員各位も含め皆さんで優先順位を考えていかなければ財政というのは、もたないのではないのかということが私にありますので、当然、何らかの方策というのは、必要であると感じているところでございます。当面、例えば、先ほど言いましたように様々なソフト事業でも考えていかなければならないことは沢山ございます。これらを全くやらないというのではなくて、前向きに少しでもやれるところからやるというのが基本的なスタンスと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いずれにしましても、間接的には、いろいろな事業を前倒し、さらにソフトの面等々に移行していくということでありまして、それは、町民にきちんと返っていくということは、間違いのないところでありますが、しかし、町民の側からするとなかなか見えない。自分の実生活に返ってこないということからすると非常に不満が残っているのではないかと思う訳であります。その意味で、先ほど申し上げましたように、一定の具体的な政策を提示するということが大切でないかと思っております。今、町長がいろいろな議論を深めながら、町民参画の中で、1つの方向を出していきたいということでもあります。それを否定する何もありませんが、ぜひ、そのことも含め具体的に町長のそのような提案を情報発信する。次の段階に、もう入りますが、きちんと町民に情報発信し、理解を願うという努力が必要でないかと思う訳であります。この活用の部分につきましては、いろいろな議論をすれば限りなく幅が広がっていく訳ですが、時間との関係もありますので、今申し上げましたようにいろいろな活用の方法を町民にきちんと伝えいく努力を求めたいと思っておりますし、その意味で4番目のまちの情報発信、当然、町民に対して、情報を公開し、どのように伝えるのかということが、今、前段申し上げましたように「自律のまちづくり」から「自立のまちづくり」に移行するためには、大変重要なことだと考えております。町長が回答の中でも言っていましたが、町の政策等々については、町長と議員に任せただけだからという発言がまだ多く聞かれます。この辺を払拭するためにも、違うの

だとこれからのまちづくりというのは、先ほどから町長が説明しているように、町民が参画し、町民の提言があり、その中でつくり上げていくものなのだとすることをきちんと理解してもらうための努力というのが、今まで何度も申し上げておりますが、歩みを止めることはできない。そのような努力をしなければならないとされているところであります。これは、繰り返しになりますが、なかなか我々がこのように直接職員からの説明、町長からの説明を受け理解しているのと違いまして、非常に説明の深みも違いますし、情報源というのは、文章であったり、いろいろな簡略的な伝達とかたちしかないという面で見ますと、まだまだそれに対する情報を出していないのではないかという町民からの声もあるのも事実でありますから、その辺については、さらなる努力をしていくということが必要かと思えますし、もう1つ方向を変えますと情報発信、町民に向けてだけでなく、訓子府の町の特色を町外に向けて発信するということがこの町の存在感を示し、さらに、そのつながりの中で、何か光明が差すのではないかと期待するところであります。町長は訓子府人会等々いろいろなところで訓子府のアピール、PRをしているというところでありますが、これはもっと町の特色を伝える手法を考えてもいいのではないかと思います。ある意味では、訓子府の置かれているマイナスをプラスにかえるような発想から、情報発信することがあっていいのではないかと思います。それらに対する取り組みについて、何か考えがあればお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 例えば、11月にいつも財政健全化戦略プランで地域の説明会を開催しました。今年からテーマを、今、到達点はそうなのかということもそうですが、今、企画財政課に指示をしたり、あるいは意見交換をしているのは、例えば、国保税の値上げの問題であります。これらについても地域の中で、このような状況に今はなっているということを話題提供をさせていただくということも1つのテーマでありますし、それから足の確保ということも含め、町民が直接関わっている問題を資料提供なり発信しながら議論をしていくということが、これからは財政問題だけにとどまることなく、医療、福祉、そ交通等のことも含めた提案をしながら、少しずつ理解を深めていきたいと考えているところでございます。それから、町の特色の発信等については、今回の補正は、いろいろな意味がありまして、農林商工課から、農協も一体となり、特裁農業、有機農業等のことも1つの私たちのまちの特色でございますし、それから商工業も含めた地産地消的な取り組みやそのようなことも発信していくパンフレットの作成等もまずは第一歩ではないのかということで、今、議員のご指摘のとおり、マイナスをプラスに変えていく。あるいは持っている資源、町の様々な人的な産業や自然資源も含めた政策をあるいは発信をしていくということを今後もこれは努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま、町長からいろいろな取り組みをしていく。前段の議案の中にもありましたように、今、町長が言われましたパンフレットの作成等々も含めて重要な取り組みを今後どのように活用されていくのか期待しているところでありますが、前段の質問の中にも言いましたが、非常に状況がといたしますか、まわりの環境、体制が変わってきたことで、訓子府の特色というのが見えにくくなる可能性がある訳です。特に、基幹産業である農業にとっては「きたみらい」というひとくくりで表現されます。その中で

は、今まで私も何回か例えば薬草の問題等々も含めて問題提起しておりますが、うちの町の特色がなかなか表に出てこない。「きたみらい」というくくりの中では、出てこないということでもあります。その意味では積極的な情報発信の中で、うちの町のいろいろな通常では伝わっていかないような情報をきちんと発信していくということと外からいろいろな提言を受けるきっかけにもならないかと考えるところであります。その意味では、あまりにも山積している問題の中で、これだけピックアップして、取り組むということにはならないかもしれませんが、これからの町は、若者を呼び込むためにも、大変必要なことだと思いますので、ぜひ、今、我々が気がついていない部分をきちんと状況を分析しながら外に発信していく努力をしていただきたい。最終的に、この町で生まれ育ち、最後まで生きれたと満足できる、そのようなまちづくりをしていただきたいというように期待しております。少し思ったより時間が過ぎましたが、そのような期待を込め、町長から何か一言あれば伺いますが、質問についてはこれで閉じたと思います。

議長（橋本憲治君） 残り時間4分でありますので、町長、まとめてください。

町長（菊池一春君） 町を全体として、とらえていくといろいろな動きが出てきております。新エネルギーの問題もそうでありまして、さらには、シストセンチュウやそうか病に強いと言われているスノーマーチに対する青年自身の意欲的な取り組み。そして、議会からも提案がございました若い農業後継者の研修という意見をいただき予算措置をしたところですが、幸いにして非常に多くの青年がその研修に申し込みをしてくれていますし、そのようにいろいろなことを考えていきますと非常にこれからかなりの可能性をもっているのではないのかと思っています。さらにもっと言いますと青年自身がホームページの中で、自らの生産物をアピールしていくようなホームページを非常に高度な技術でやっている青年もおりますし等々含めていくと私たちが改めてこの地域で生活する一人ひとりの町民の皆さんの知恵と力をどのように行政は支援し支えていくのかということあるいはまた情報提供していくのかということ、言われたとおりでございますので、各課職員を通じて、一層の努力をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 以上で、私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前9時30分から引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞様でした。

散会 午後 4時16分